

(様式3)

会議の開催結果について

|                    |                                                                              |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議名              | 令和4年度第1回河内長野市都市計画審議会                                                         |
| 2 開催日時             | 令和4年8月5日(金) 午前10時から                                                          |
| 3 開催場所             | 河内長野市役所 802会議室                                                               |
| 4 会議の概要            | (1) 特定生産緑地の指定について(諮問)<br>(2) 都市計画マスタープランの改訂について(報告)<br>(3) 立地適正計画の改定について(報告) |
| 5 公開・非公開の別<br>(理由) | 公開                                                                           |
| 6 傍聴人数             | 1名                                                                           |
| 7 問い合わせ先           | (担当課名) 都市づくり部都市計画課計画指導係<br>(内線545)                                           |
| 8 その他              |                                                                              |

\* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

# 令和4年度第1回河内長野市都市計画審議会

日時：令和4年8月5日（金）

午前10時～午前11時

場所：河内長野市役所802会議室

## 次 第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委員紹介
4. 審議会成立の報告
5. 議題
  - （1）特定生産緑地の指定について（諮問）
  - （2）都市計画マスタープラン改定について（報告）
  - （3）立地適正化計画の改定について（報告）
6. 閉会

| 出席者       |           | 欠席者 |
|-----------|-----------|-----|
| 第3条第2項第1号 | 第3条第2項第2号 | なし  |
| 桂 聖       | 井戸 清明     |     |
| 堀川 和彦     | 嘉名 光市     |     |
| 工藤 敬子     | 奥野 豊      |     |
| 土井 昭      | 北野 廣昭     |     |
| 宮本 哲      | 西 義浩      |     |
| 大原 一郎     | 西野 修平     |     |
|           | 増田 勝紀     |     |
|           | 第3条第3項    |     |
|           | 山本 淑子     |     |
|           | 宍戸 英明     |     |

## 1. 開会

## 2. 市長挨拶

「令和四年度第一回都市計画審議会」の開催にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、平素から、本市の都市計画行政にご尽力を賜っておりますことに、心からお礼申し上げます。

また、本日は、ご多忙の中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、第七波により感染者数が過去最高を記録しており、さらなる感染予防対策が求められる状況にあります。こうした中、本市では新型コロナの感染防止と社会生活の維持を共に実現していくため、国や府、富田林保健所などの関係機関と連携し、必要な行政サービスを継続して提供できるよう努めてまいります。

皆様におかれましては、くれぐれも感染症対策にご留意いただきますようお願い致します。

さて、本日の案件は、「特定生産緑地の指定について（諮問）」「都市計画マスタープランの改訂について（報告）」「立地適正化計画の改定について（報告）」の三件でございます。

委員の皆様におかれましては、幅広い見識に基づく活発なご審議をいただき、本市の都市計画行政にお力添えを賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、ご挨拶と致します。

令和四年八月五日 河内長野市長 島田 智明

## 3. 各委員の紹介

第3条第2項第1号委員、第2号委員、第3項委員の順番に紹介

## 4. 審議会成立の報告

委員15名の内、出席者15名。

2分の1以上の出席により審議会は成立

## 5. 議題

<案件付議>

### (1) 特定生産緑地の指定について（諮問）

市長から諮問書を自席にて読み上げ

事務局から議案書「特定生産緑地の指定について」に基づき説明

質問、意見はなく市案に同意する旨答申することについて、全会一致で決定。

会長から答申書を自席にて読み上げ

## 6. 報告

### (1) 都市計画マスタープラン改定について

事務局から資料に基づき説明

質問、意見なし

### (2) 立地適正化計画の改定について

事務局から資料に基づき説明

(嘉名委員)

先ほど説明いただいた防災指針だけを追加する立地適正化計画の改定については、特に異論はないですが、いくつかご質問させていただきます。

一つ目は、居住誘導区域について、河内長野市の立地適正化計画では、基本的には第1種低層住居専用地域は入れないという方針となっております。南花台に関しては、丘の拠点ということで、居住誘導区域に入れているという経過があり、結果46箇所の多くが南花台になっているということだと思います。それはそれでももちろん、対策していただくことは、極めて重要だと思っているのですが、気になっていますのがそれ以外の箇所です。

46箇所以外の約200箇所についても、その多くが造成された住宅地ということもあり、そこについては、今後どのような対応を考えておられるか教えてください。

もう一つは、対策工事については何をされるのですか。公園とか都市施設とかそういう公有地の対策は行政でされるのかなと思うのですが、その対策工事が民有地の内部で必要な場合はどういう対応になるのかを教えてください。

(水上課長)

まず一つ目ですが、今回策定する防災指針につきましては、おっしゃるように、居住誘導区域内に存在する、大規模盛土造成地が対象となるため、記載はしていませんが、大規模盛土造成地と判断された250箇所につきまして、すべて第二次スクリーニング計画作成に向けた調査の対象となっております。

その第二次スクリーニング計画作成に向けた調査によって、危険な可能性があるかと判断されれば、居住誘導区域以外の大規模盛土造成地であっても、第二次スクリーニングの実施及び必要に応じた対策工事は実施して行く方向でございます。

もう一つの対策工事はどういう対応かというところですが、その部分は現在明



確には決まっております。南花台の大規模盛土造成地の対応としましては、緊急性を要したために市で二次スクリーニングを実施しまして、対策工事を行っておるところです。

今後の対策工事の実施につきましては、公有地であれ、民有地であれ、現在のところは明確には決まっております。

(嘉名委員)

わかりました。おそらく、場所の個別性によって対応策とか、或いは地権者さんが同意してくださらないと、やっぱりできないとかいろんな事情があると思います。その辺もしっかり地域の実情に合わせて対応いただければと思います。

(山本委員)

南花台の住民といたしまして、もう丸 2 年そのままになっています。隣に集会所があり、同時に集会所も使えなくなりました。

住民としてはいつかいつかと待っているんですけども、さっきおっしゃったように二次スクリーニング以後、何の進展もありません。

今年度内には集会所を使えるんじゃないかっていう、嬉しい報告があったんですけども。その辺について、どれぐらいに進んでいただけるのか。昨日一昨日も見に行ったんですけど、何も全然進んでいません。今コロナで、集会所にも集まることはできませんけれども、中に入っている品物を全部動かしたりしていますが、開けるのも入るのも市の許可を取り、開けたりしています。まる 2 年なにも動かないので、すいませんけどその辺の進捗お願いいたします。

(田中部長)

私の方で説明させていただきます。いろいろとご不便をおかけしております。申し訳ございません。

私どもの方からのご説明も少し不足しておったかなということで、非常に恐縮しております。申し訳ございませんでした。

現在の状況でございますけども、二次スクリーニングを、昨年度実施いたしまして、今年度、それに基づいて、詳細設計を行っております。現在、詳細設計の実施中でございます。工法が決まりましたら、対策工事を実施する予定でございます。同一年度に詳細設計をして、決定次第、対策工事ということで予定しておりますが、今年度中に着手できるのか、来年度に入るのか。申し訳ございませんけども、現在そういう状況でございます。対策工事については、1 年弱の期間を要するかと思います。

現場については、現在、非常に透水性のいい大型土嚢で、水が抜けるようなもので、しっかり押さえておりますので、今それがすぐに崩落するといった状況ではないということは、確認をした上で行っております。あくまで仮設という形ですので、この際きっちりと対策工事をさせていただこうということで、やらせていただいております。

非常にご不便をおかけしておりますけども、ご理解よろしく申し上げます。周知、広報の方については今後しっかり行わせていただきます。申し訳ございません。

その他質問、意見なし

## 7. 閉会

令和4年度 第1回

河内長野市都市計画審議会

## 議 案 書

議案1 特定生産緑地の指定について（諮問）

日 時：令和4年8月5日（金）午前10時～

場 所：河内長野市役所 802会議室

河 長 都 計 第 1 6 5 号  
令 和 4 年 8 月 5 日

河内長野市都市計画審議会  
会 長 井 戸 清 明 様

河内長野市長 島 田 智 明

特定生産緑地の指定について（諮問）

標記について、河内長野市都市計画審議会条例第2条第1項に基づき、審議会のご審議をいただきますよう諮問します。

## 特定生産緑地の指定について

生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第20条第1項の規定による告示の日からまもなく30年を経過することとなる生産緑地について、その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であることから、当該生産緑地を特定生産緑地に指定するにあたり、生産緑地法第10条の2第3項の規定により、都市計画審議会の意見を聴取するものです。

特定生産緑地の指定（案）

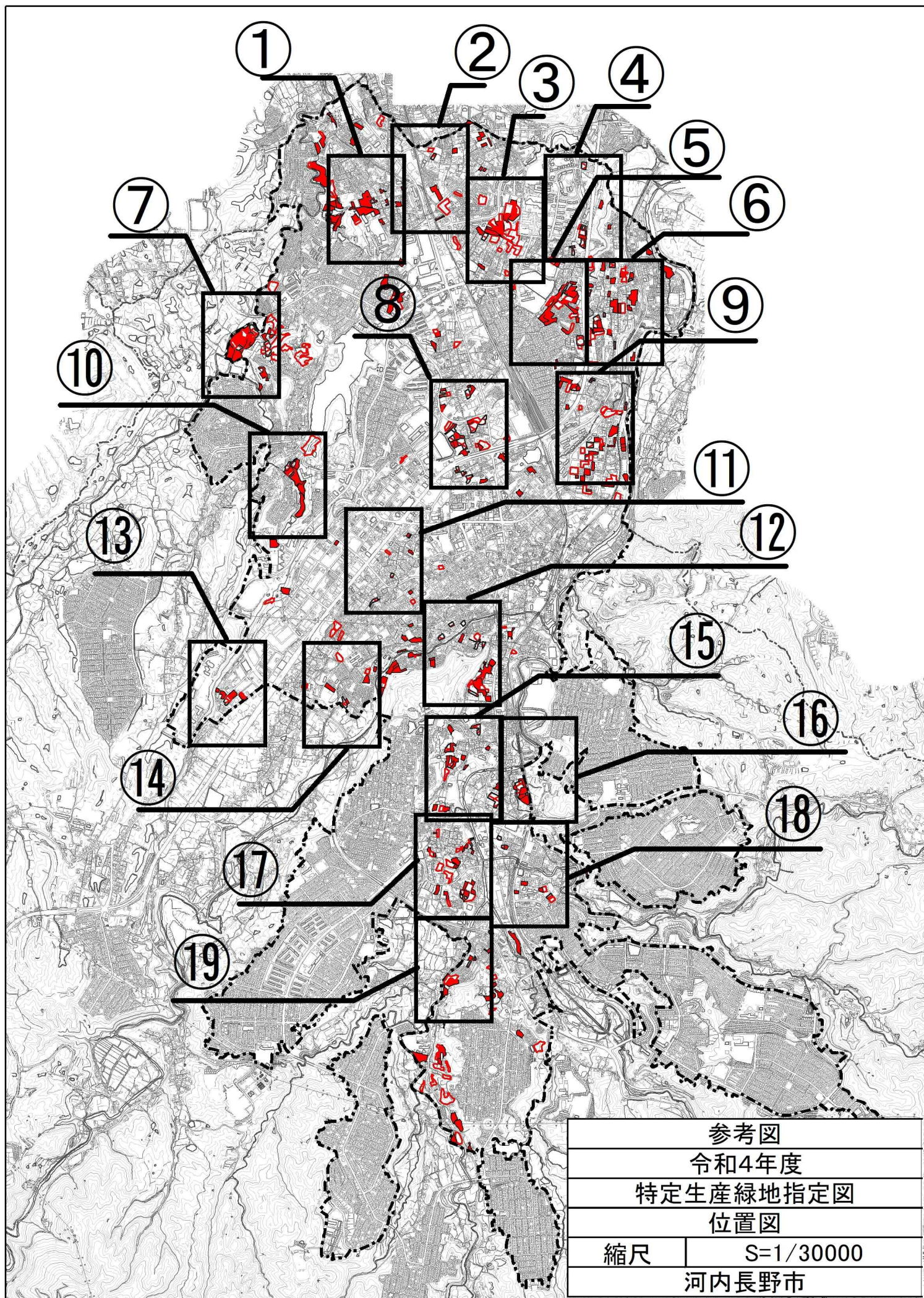
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

| 名 称     | 位 置          | 面積        | 備 考 | 図面番号  |
|---------|--------------|-----------|-----|-------|
| 松ヶ丘西町 5 | 河内長野市松ヶ丘西町地内 | 約 0.01 ha |     | 1/19  |
| 木戸町 4   | 河内長野市木戸 丁目地内 | 約 0.10 ha |     | 2/19  |
| 木戸町 18  | 河内長野市木戸一丁目地内 | 約 0.51 ha |     | 3/19  |
| 市町 2    | 市町地内         | 約 0.14 ha |     | 4/19  |
| 市町 8    | 市町地内         | 約 0.27 ha |     | 4/19  |
| 市町 9    | 市町地内         | 約 0.07 ha |     | 4/19  |
| 市町 33   | 市町地内         | 約 0.56 ha |     | 5/19  |
| 市町 13   | 市町地内         | 約 0.11 ha |     | 6/19  |
| 市町 15   | 市町地内         | 約 0.04 ha |     | 6/19  |
| 市町 28   | 市町地内         | 約 0.35 ha |     | 6/19  |
| 市町 29   | 市町地内         | 約 0.05 ha |     | 6/19  |
| 市町 41   | 市町地内         | 約 0.05 ha |     | 6/19  |
| 小山田町 5  | 小山田町地内       | 約 0.41 ha |     | 7/19  |
| 小山田町 6  | 木戸町地内        | 約 0.67 ha |     | 7/19  |
| 原町 1    | 原町三丁目地内      | 約 0.06 ha |     | 8/19  |
| 原町 2    | 原町三丁目地内      | 約 0.06 ha |     | 8/19  |
| 原町 3    | 原町三丁目地内      | 約 0.16 ha |     | 8/19  |
| 原町 6    | 原町一丁目地内      | 約 0.58 ha |     | 8/19  |
| 原町 7    | 原町一丁目地内      | 約 0.42 ha |     | 8/19  |
| 原町 11   | 原町六丁目地内      | 約 0.05 ha |     | 8/19  |
| 原町 12   | 原町六丁目地内      | 約 0.07 ha |     | 8/19  |
| 原町 13   | 原町六丁目地内      | 約 0.13 ha |     | 8/19  |
| 向野町 1   | 向野町地内        | 約 0.13 ha |     | 9/19  |
| 向野町 2   | 向野町地内        | 約 0.07 ha |     | 9/19  |
| 向野町 9   | 向野町地内        | 約 0.02 ha |     | 9/19  |
| 向野町 12  | 向野町地内        | 約 0.12 ha |     | 9/19  |
| 向野町 15  | 向野町地内        | 約 0.05 ha |     | 9/19  |
| 小山田町 14 | 小山田町地内       | 約 0.26 ha |     | 10/19 |
| 野作町 1   | 野作町地内        | 約 0.02 ha |     | 11/19 |
| 錦町 2    | 錦町地内         | 約 0.06 ha |     | 11/19 |

| 名 称    | 位 置    | 面積        | 備 考 | 図面番号  |
|--------|--------|-----------|-----|-------|
| 錦町 10  | 錦町地内   | 約 0.15 ha |     | 11/19 |
| 栄町 3   | 栄町地内   | 約 0.06 ha |     | 12/19 |
| 栄町 4   | 栄町地内   | 約 0.06 ha |     | 12/19 |
| 栄町 8   | 栄町地内   | 約 0.10 ha |     | 12/19 |
| 喜多町 2  | 喜多町地内  | 約 0.15 ha |     | 12/19 |
| 喜多町 4  | 喜多町地内  | 約 0.05 ha |     | 12/19 |
| 喜多町 9  | 喜多町地内  | 約 0.17 ha |     | 12/19 |
| 上原町 6  | 上田町地内  | 約 0.10 ha |     | 13/19 |
| 高向 1   | 高向地内   | 約 0.15 ha |     | 14/19 |
| 上田町 2  | 上田町地内  | 約 0.14 ha |     | 15/19 |
| 上田町 5  | 上田町地内  | 約 0.28 ha |     | 15/19 |
| 上田町 13 | 上田町地内  | 約 0.18 ha |     | 15/19 |
| 三日市町 2 | 三日市町地内 | 約 0.45 ha |     | 15/19 |
| 三日市町 3 | 三日市町地内 | 約 0.35 ha |     | 16/19 |
| 小塩町 5  | 小塩町地内  | 約 0.05 ha |     | 17/19 |
| 小塩町 10 | 小塩町地内  | 約 0.16 ha |     | 17/19 |
| 三日市町 4 | 三日市町地内 | 約 0.06 ha |     | 18/19 |
| 三日市町 5 | 三日市町地内 | 約 0.03 ha |     | 18/19 |
| 片添町 2  | 片添町地内  | 約 0.08 ha |     | 18/19 |
| 加賀田 20 | 加賀田地内  | 約 0.05 ha |     | 19/19 |
|        |        |           |     |       |
| 合 計    | 51地区   | 約 8.42 ha |     |       |

「区域は指定図表示のとおり」







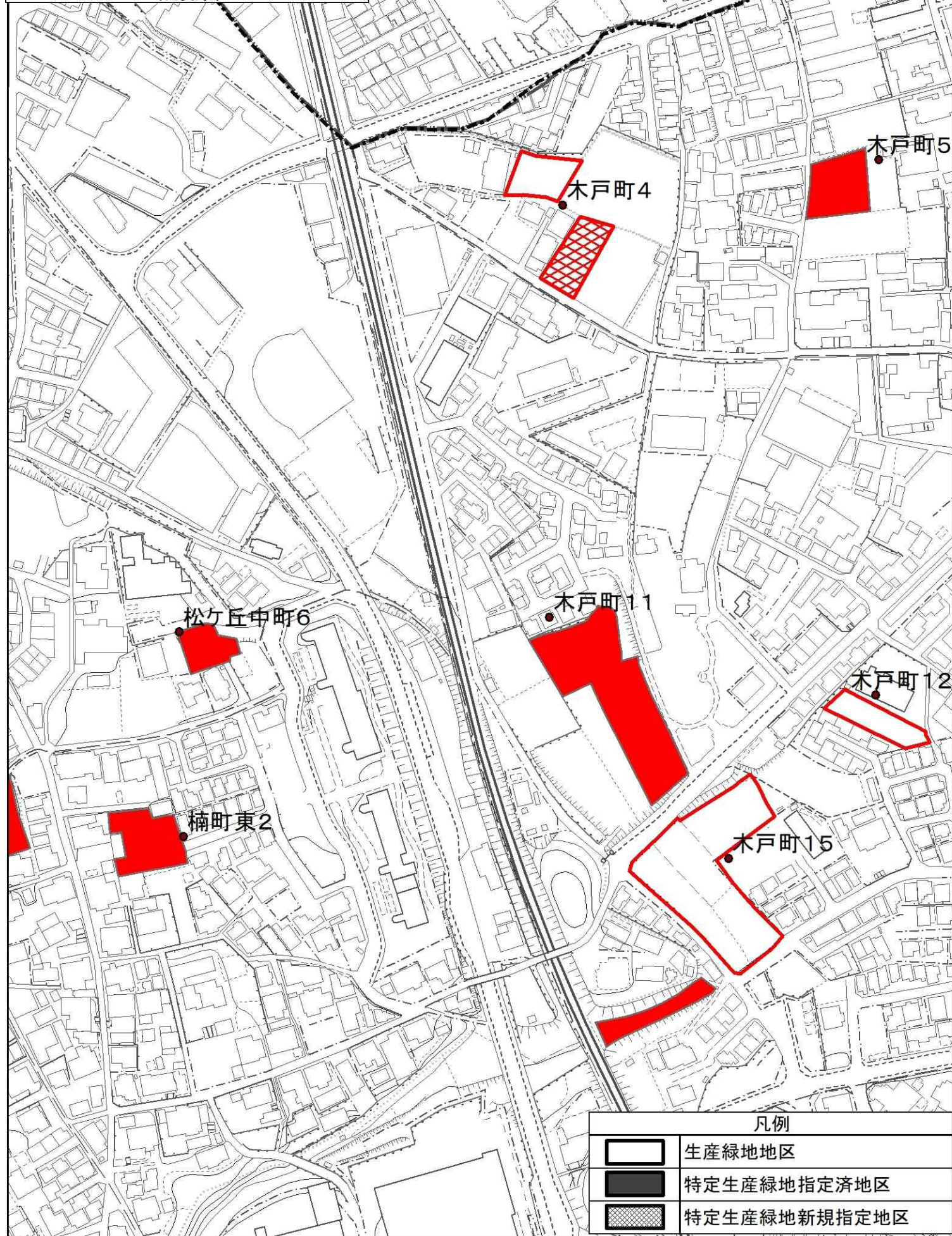
|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 1 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



|    |              |
|----|--------------|
| 凡例 |              |
|    | 生産緑地地区       |
|    | 特定生産緑地指定済地区  |
|    | 特定生産緑地新規指定地区 |

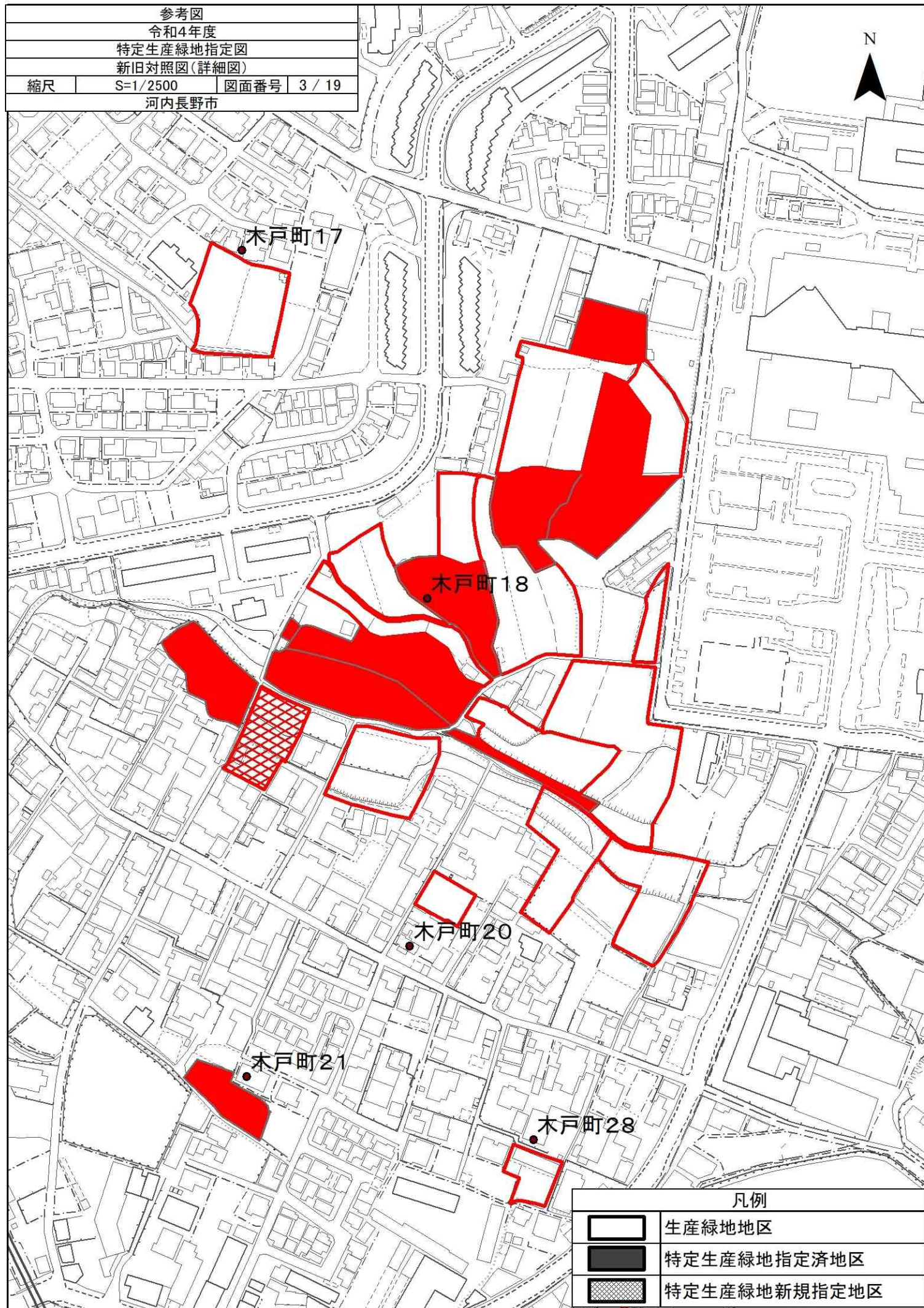


|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 2 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



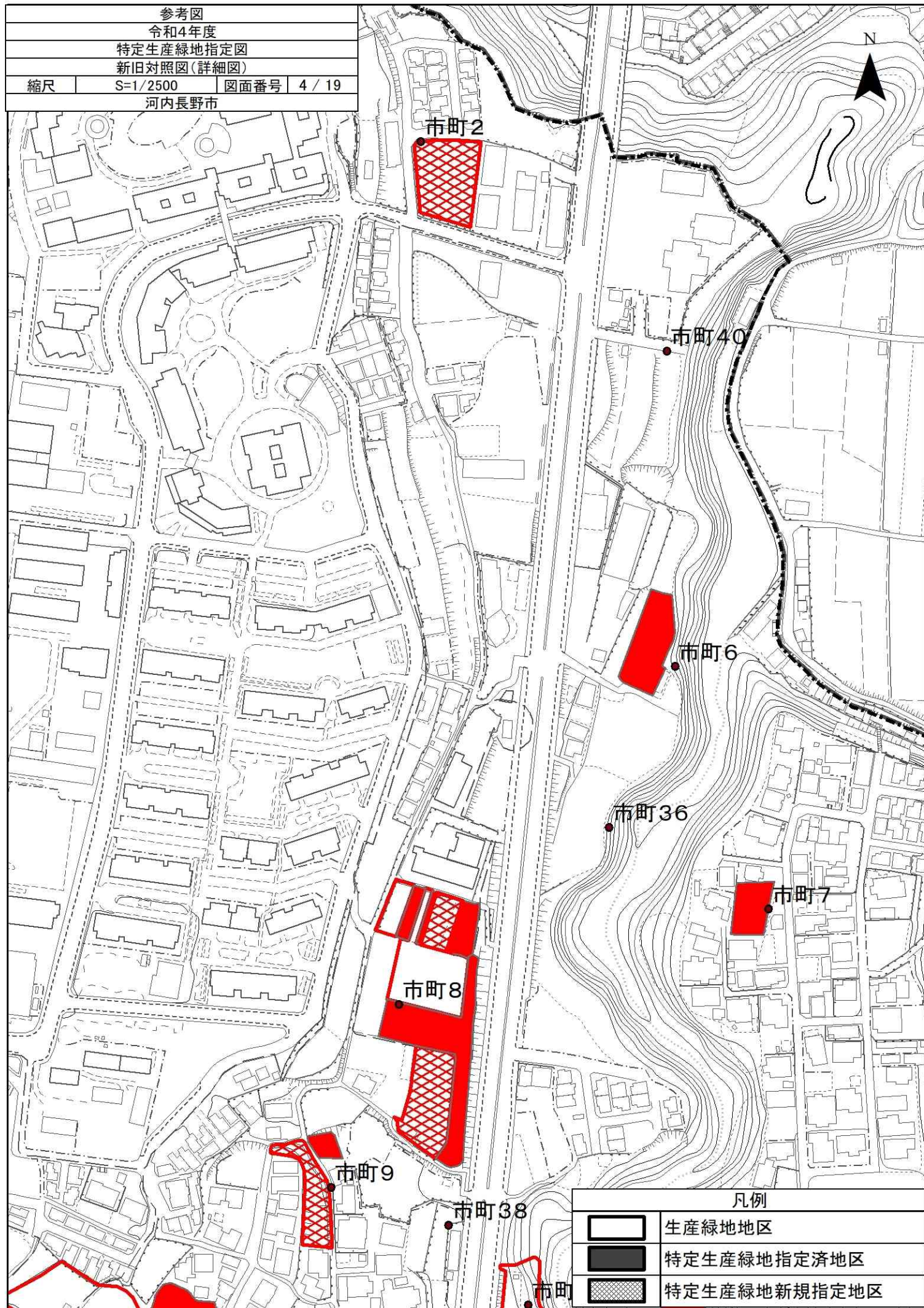


|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 3 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |





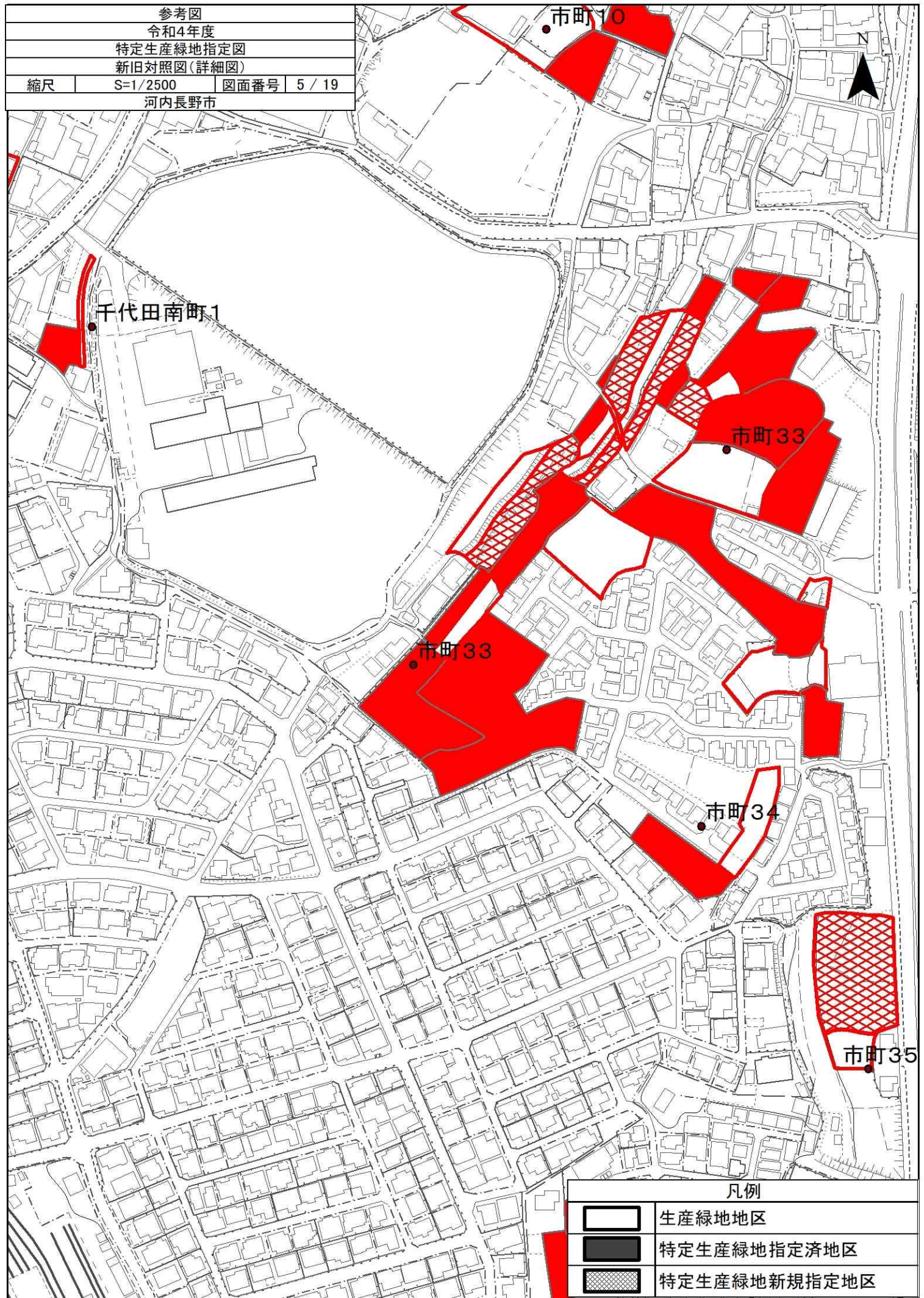
|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 4 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



| 凡例 |              |
|----|--------------|
|    | 生産緑地地区       |
|    | 特定生産緑地指定済地区  |
|    | 特定生産緑地新規指定地区 |

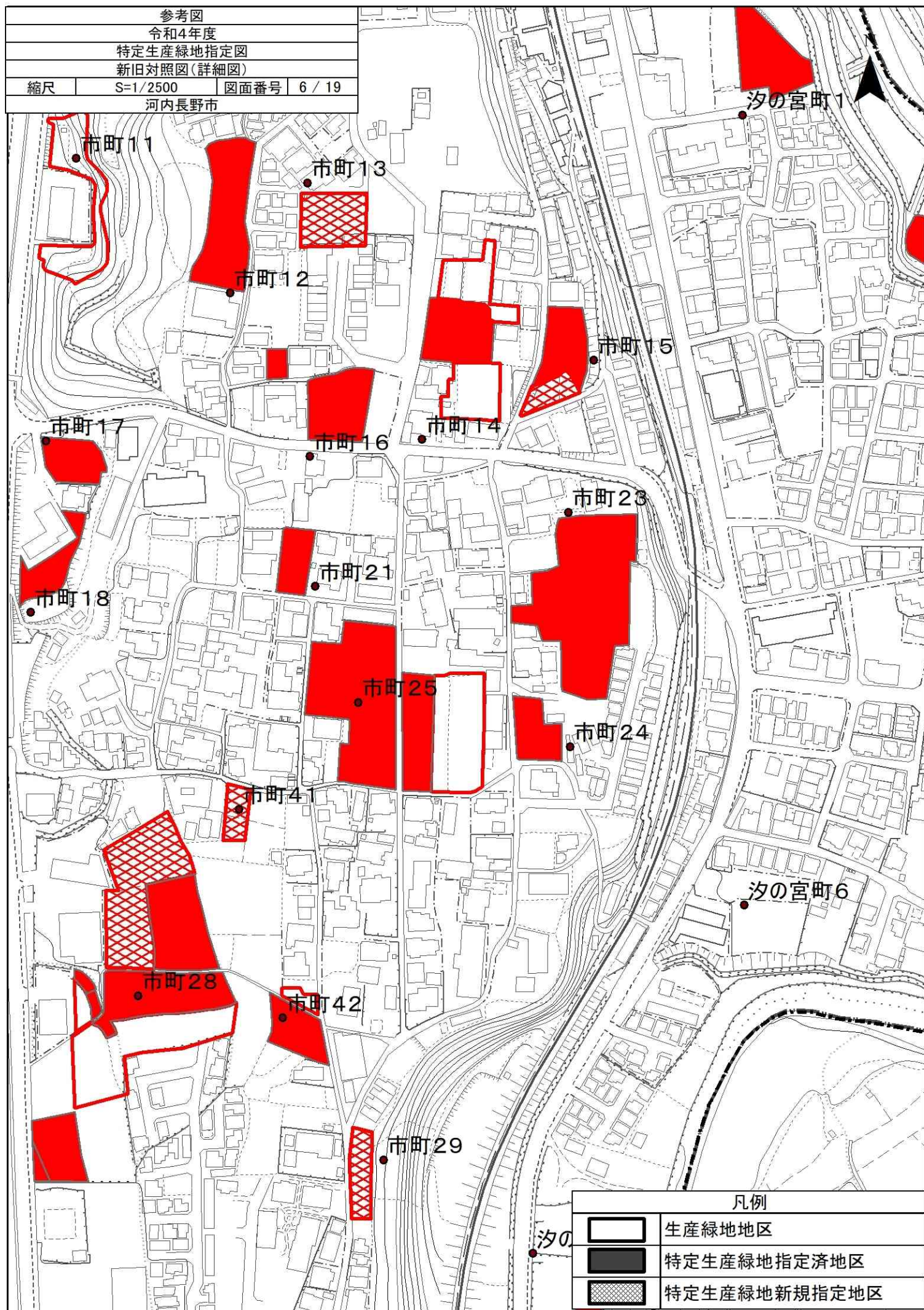


|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 5 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



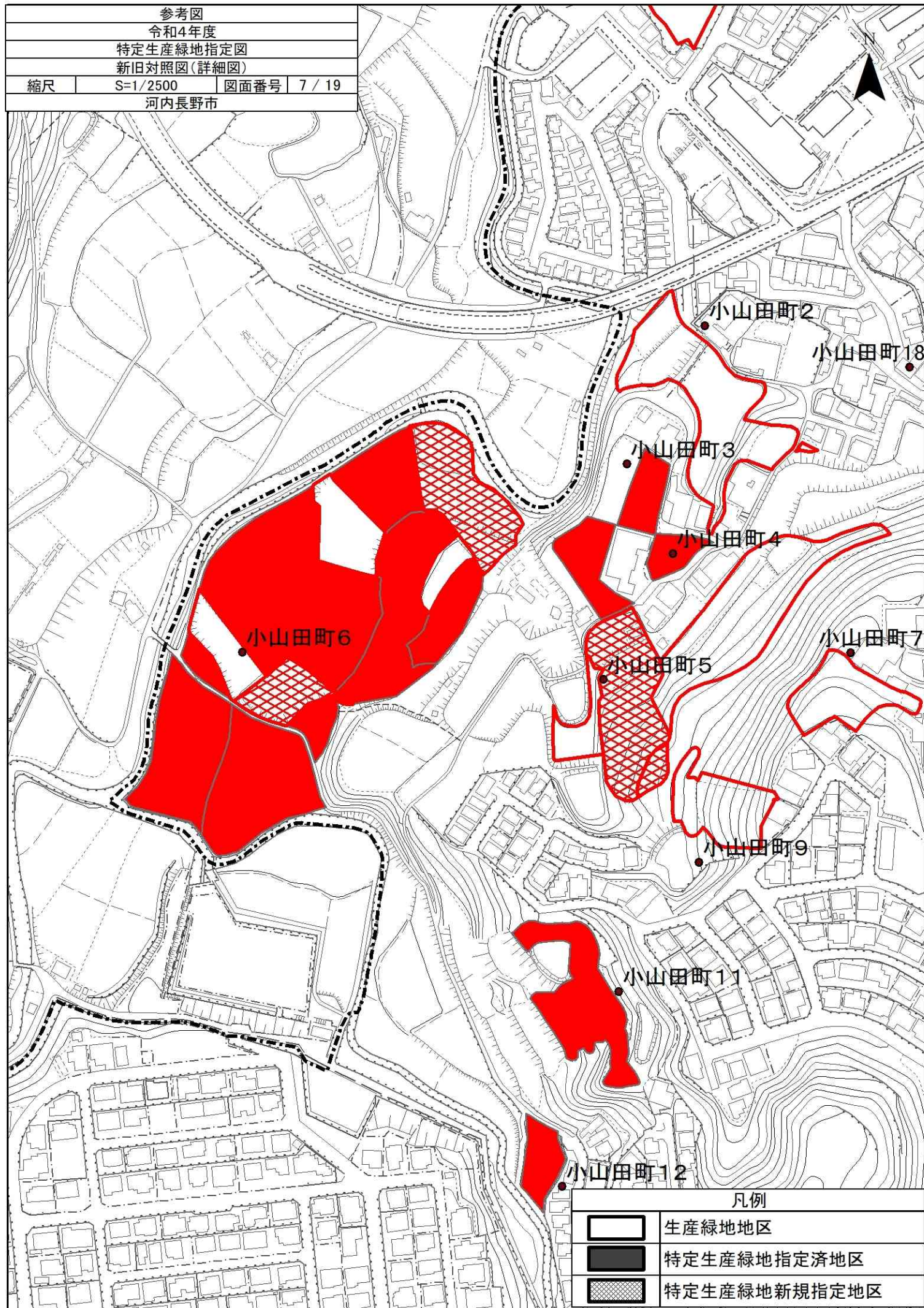


| 参考図        |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 6 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



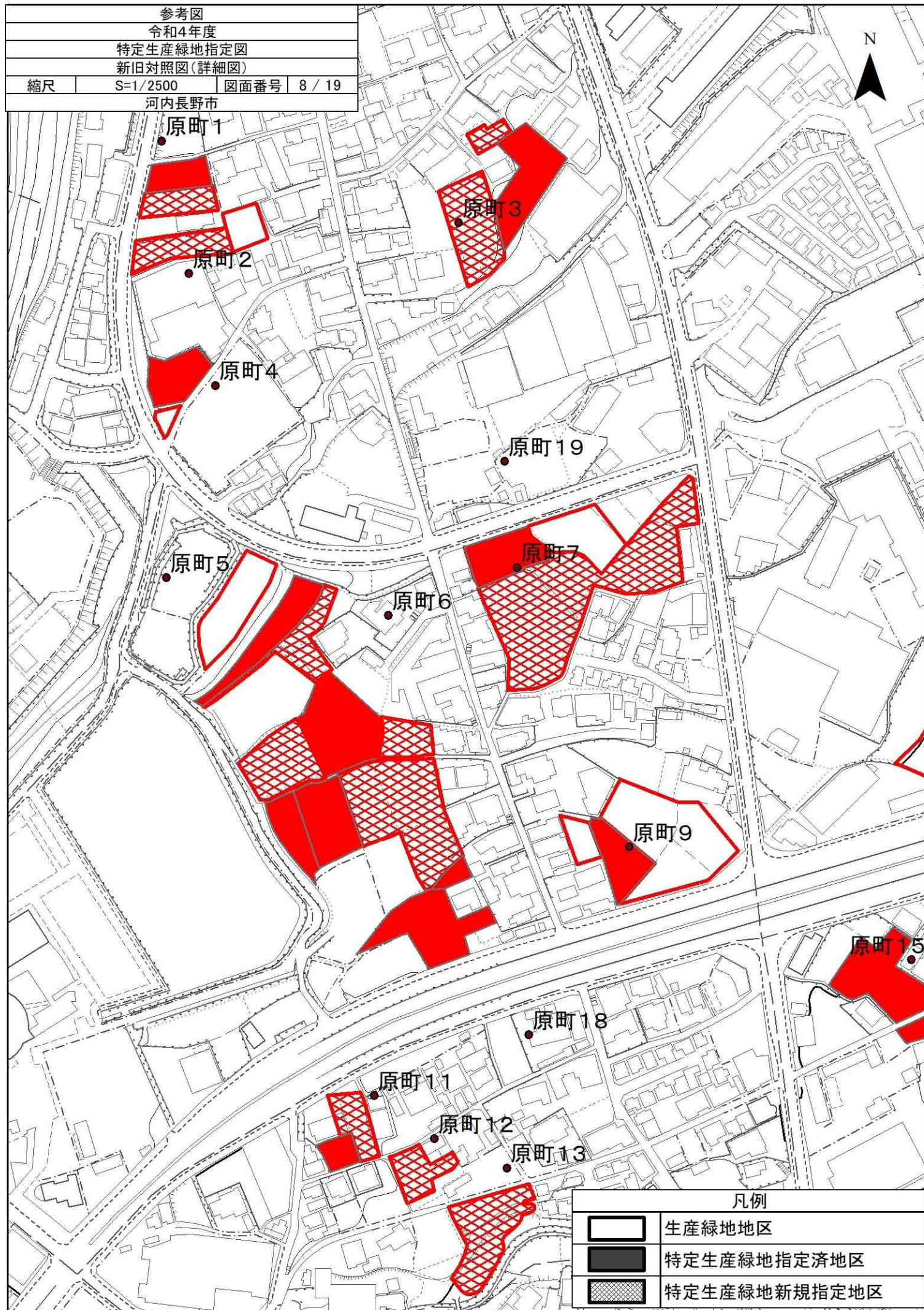


|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 7 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |



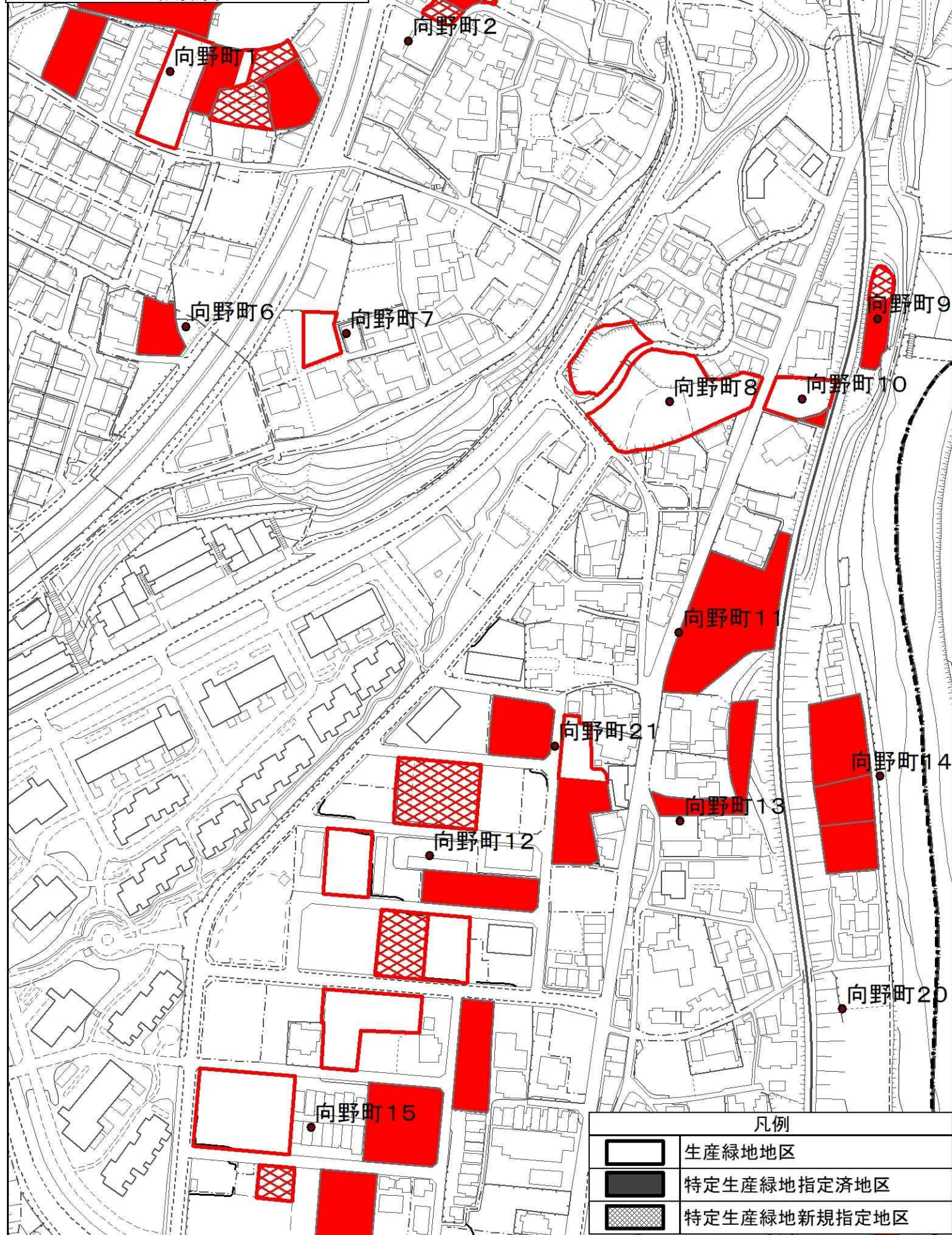


|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 8 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |

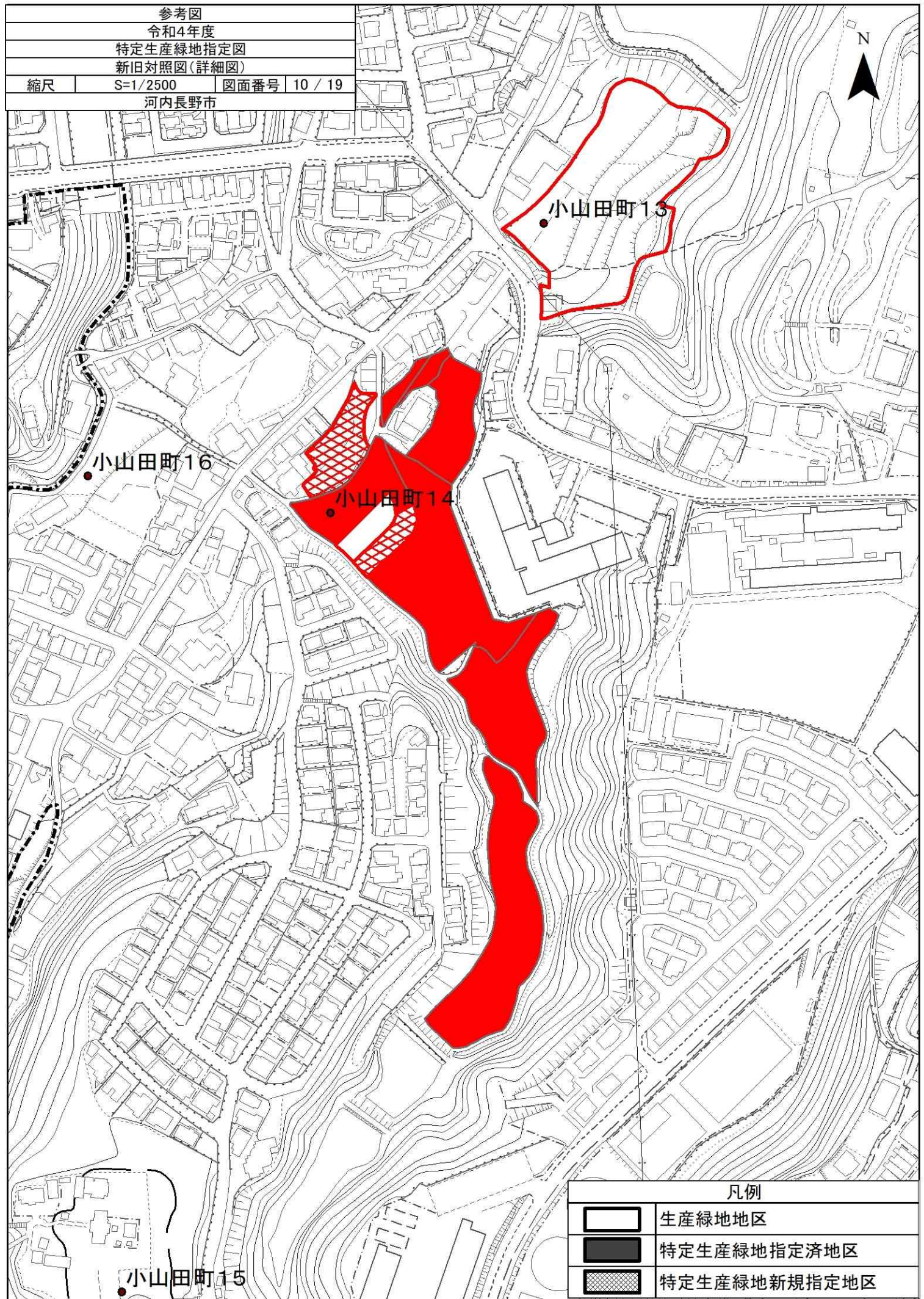




|            |          |             |
|------------|----------|-------------|
| 参考図        |          |             |
| 令和4年度      |          |             |
| 特定生産緑地指定図  |          |             |
| 新旧対照図(詳細図) |          |             |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 9 / 19 |
| 河内長野市      |          |             |

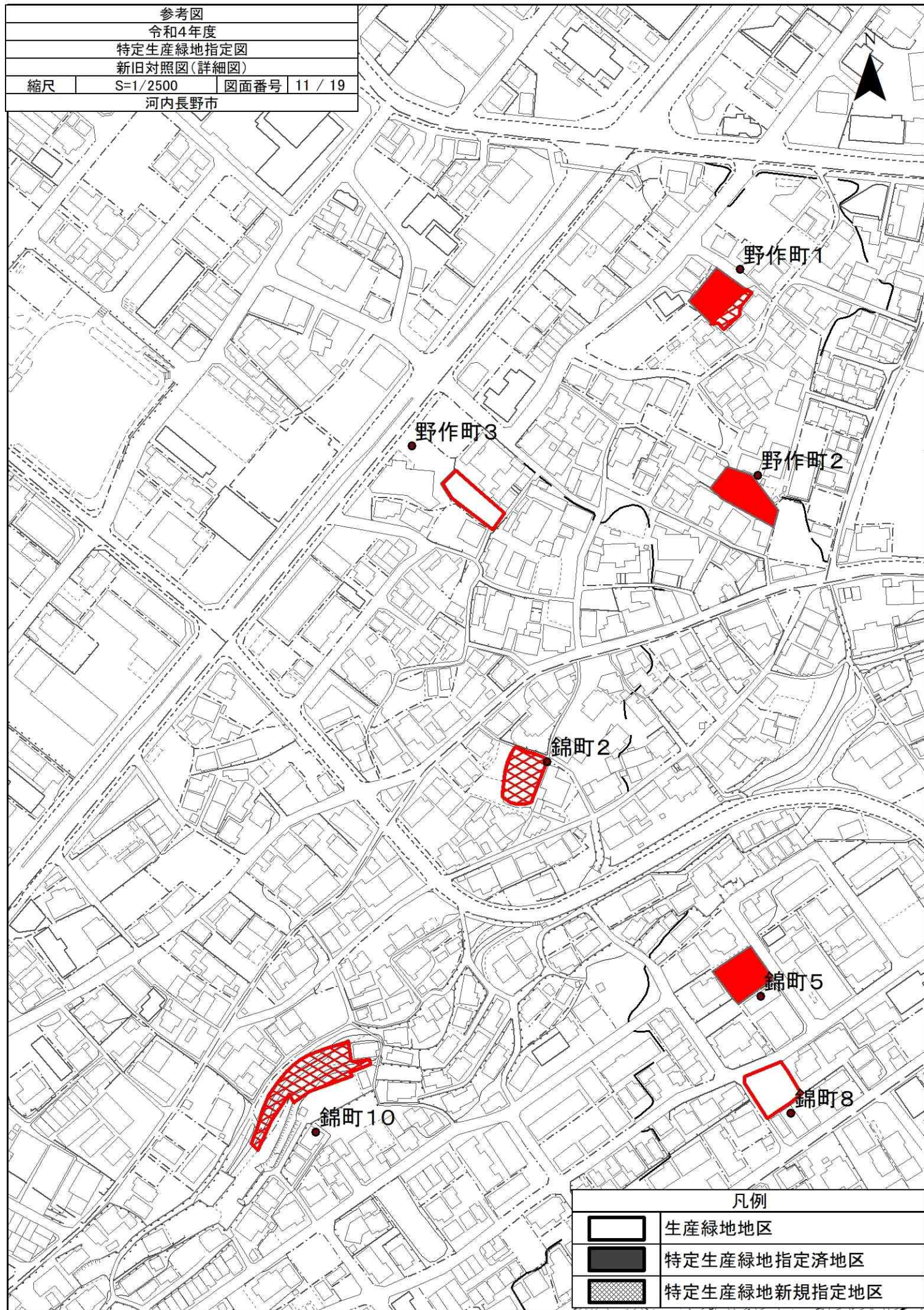








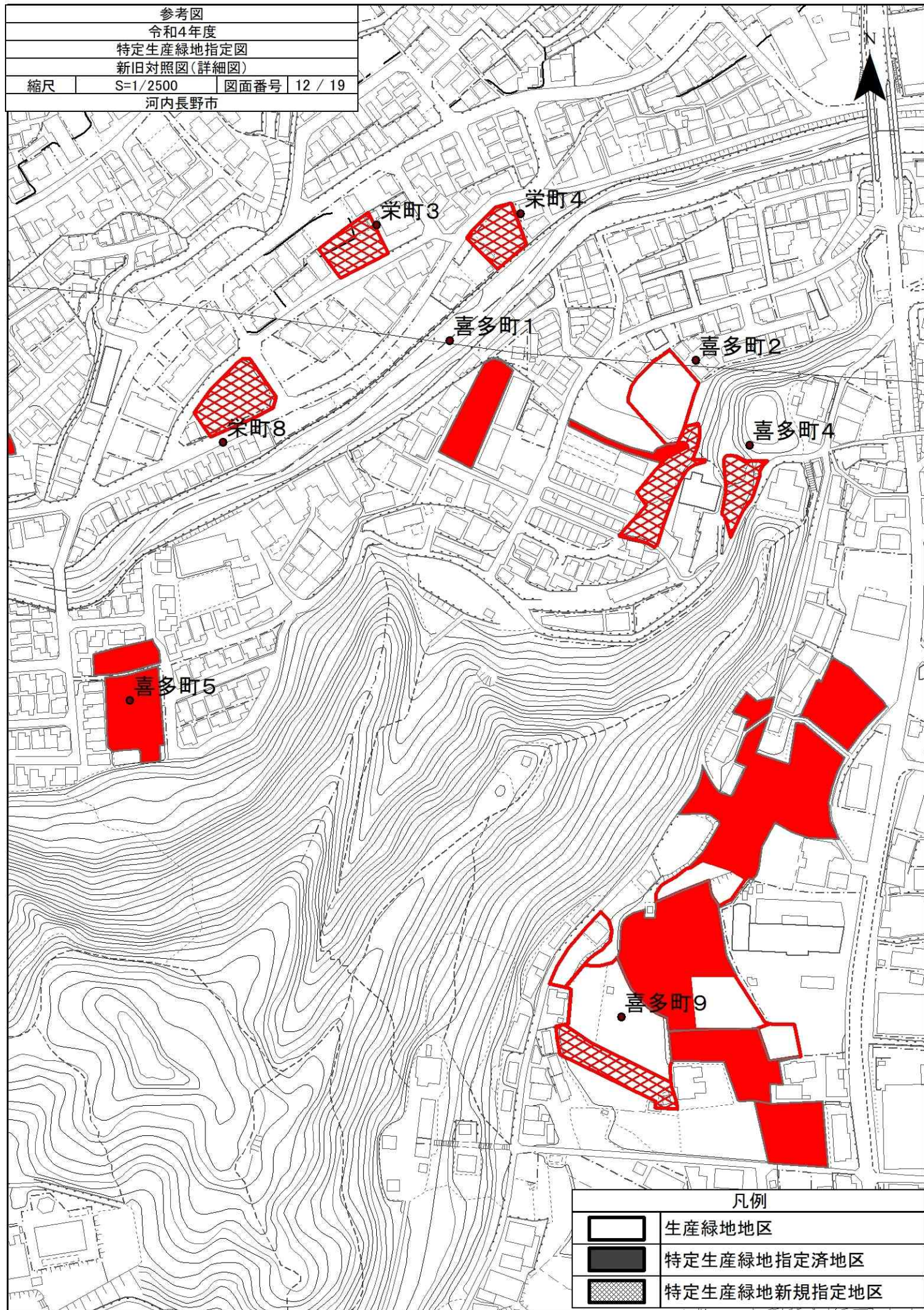
|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 11 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



| 凡例 |              |
|----|--------------|
|    | 生産緑地地区       |
|    | 特定生産緑地指定済地区  |
|    | 特定生産緑地新規指定地区 |



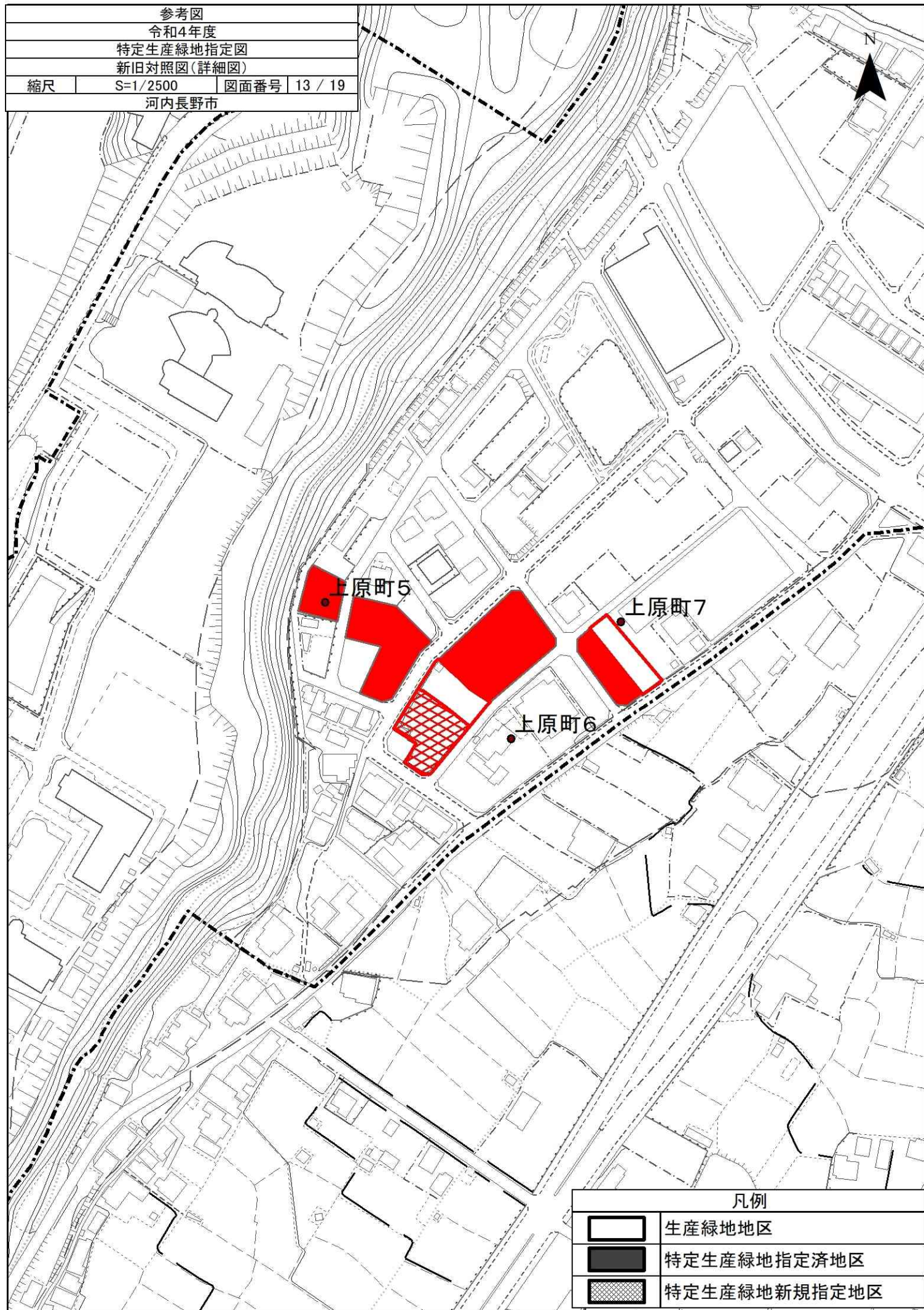
|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 12 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



| 凡例 |              |
|----|--------------|
|    | 生産緑地地区       |
|    | 特定生産緑地指定済地区  |
|    | 特定生産緑地新規指定地区 |



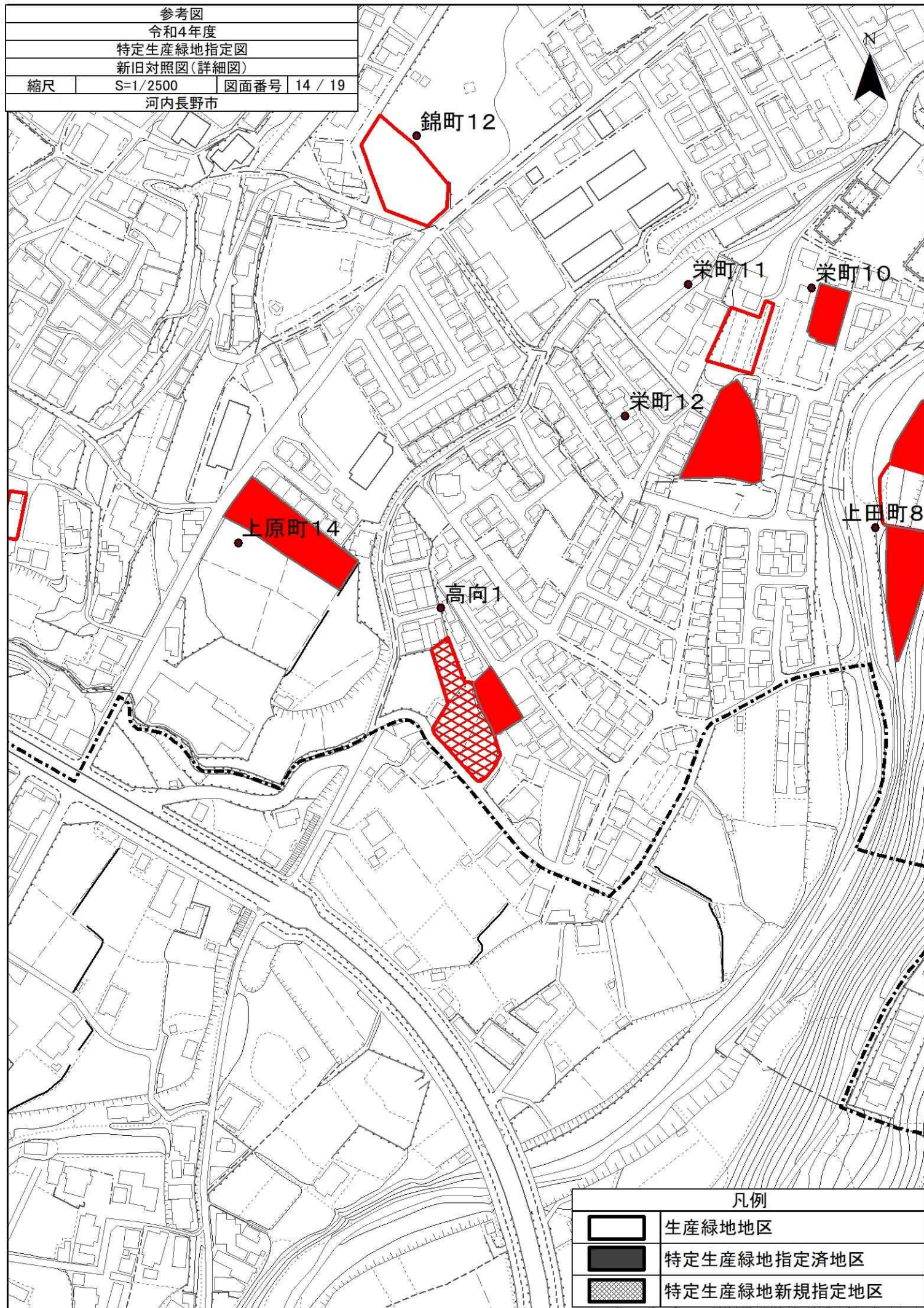
|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 13 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



| 凡例 |              |
|----|--------------|
|    | 生産緑地地区       |
|    | 特定生産緑地指定済地区  |
|    | 特定生産緑地新規指定地区 |



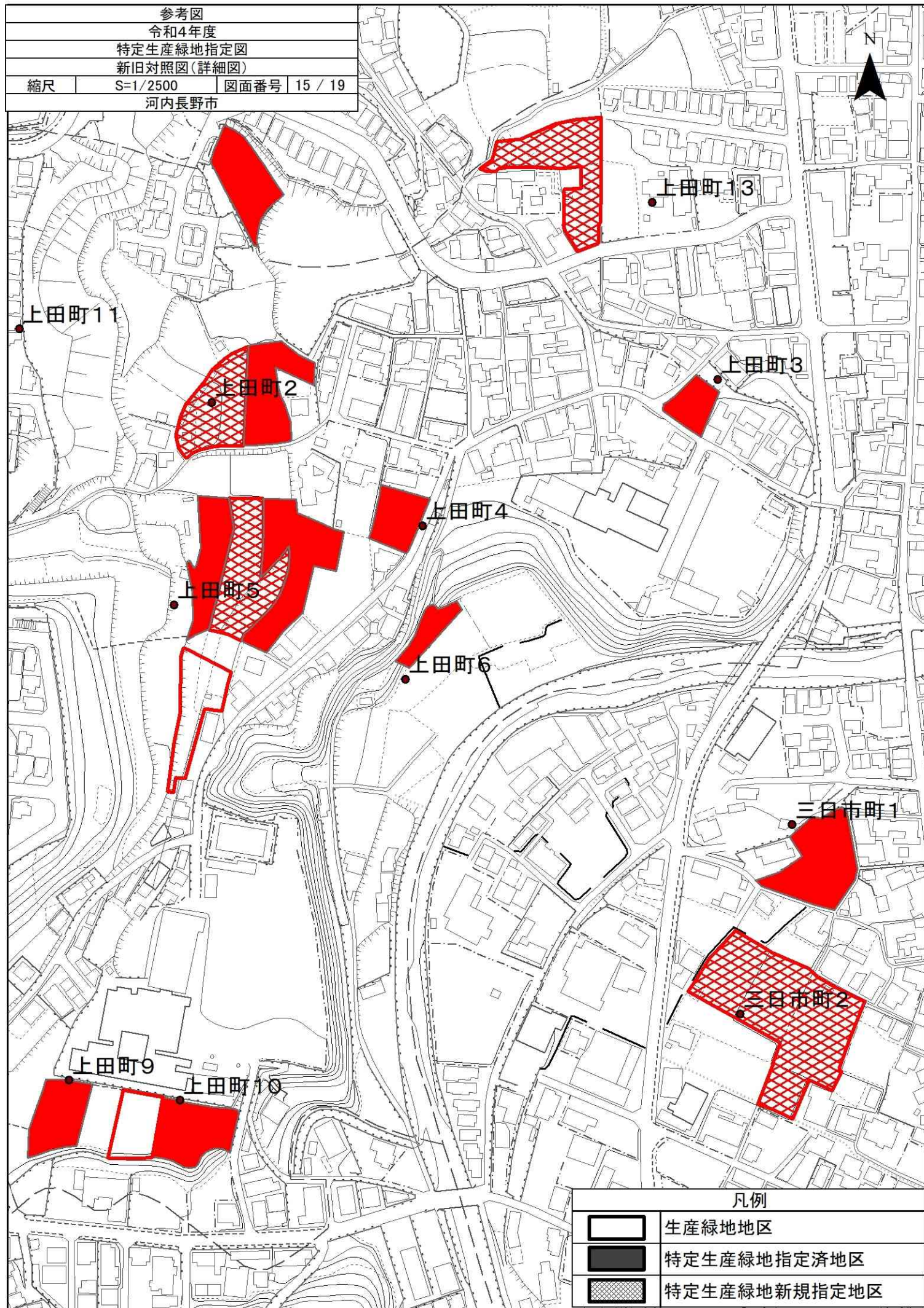
|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 14 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



| 凡例                                                                                   |              |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|  | 生産緑地地区       |
|  | 特定生産緑地指定済地区  |
|  | 特定生産緑地新規指定地区 |

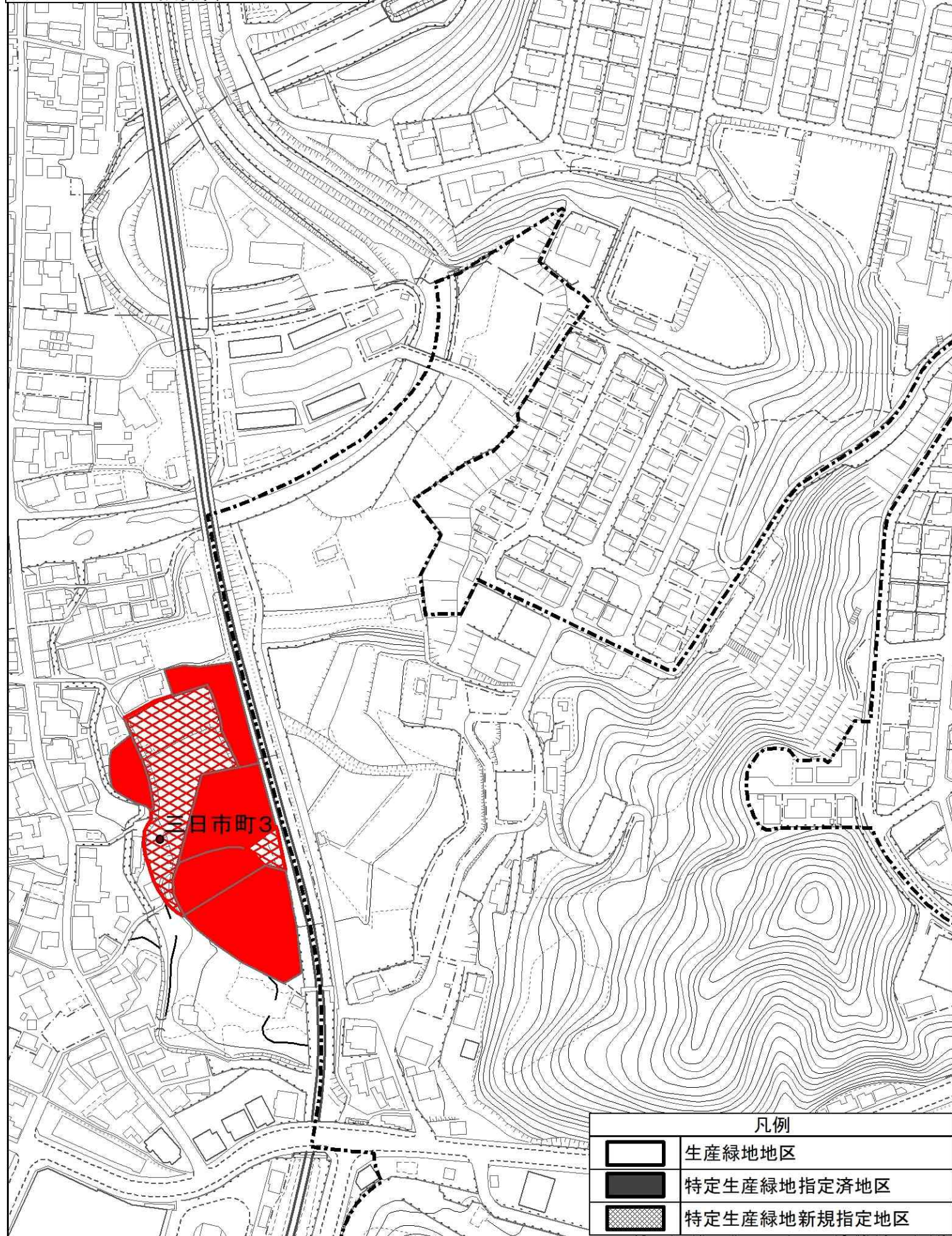


|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 15 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



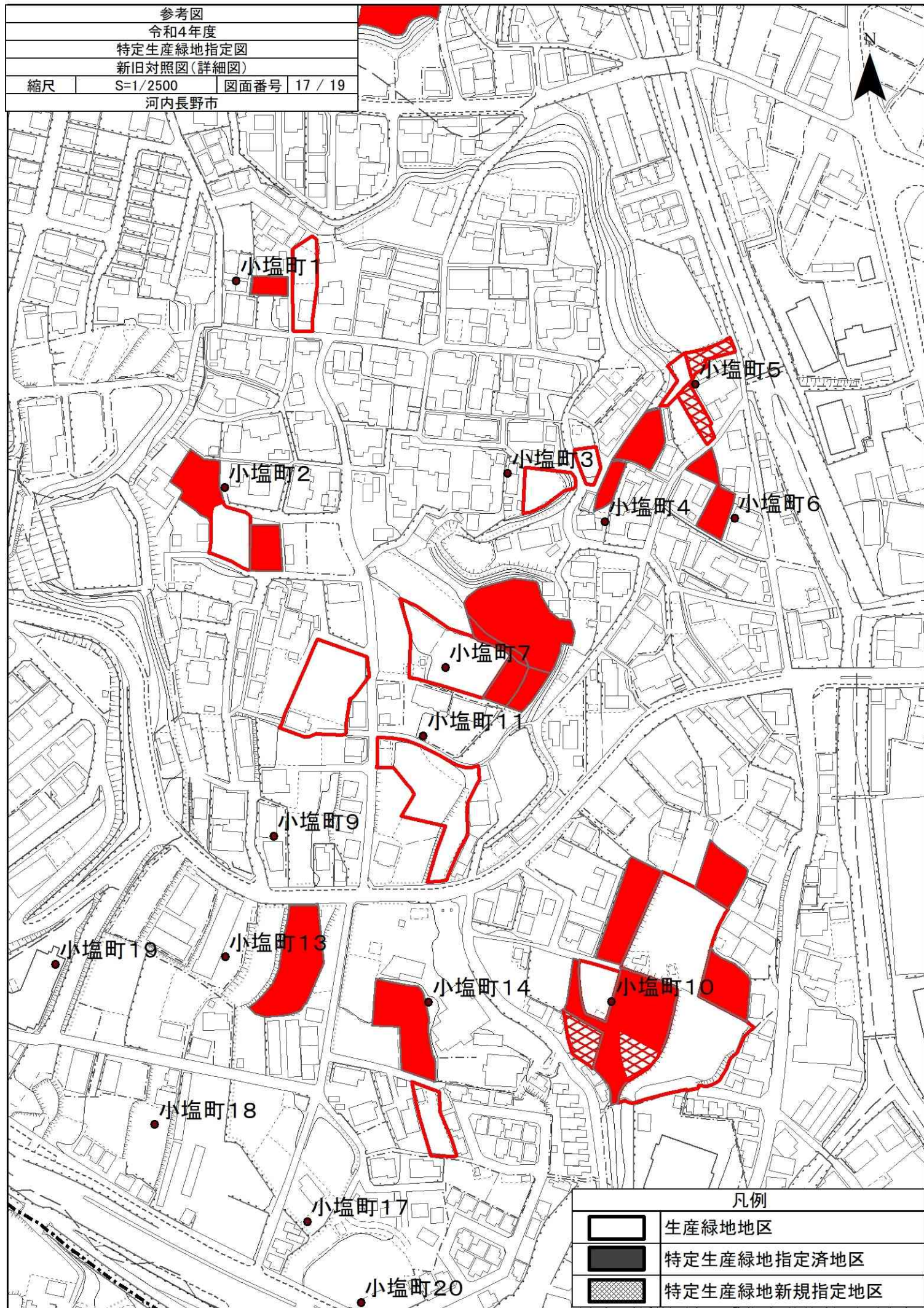


|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 16 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |



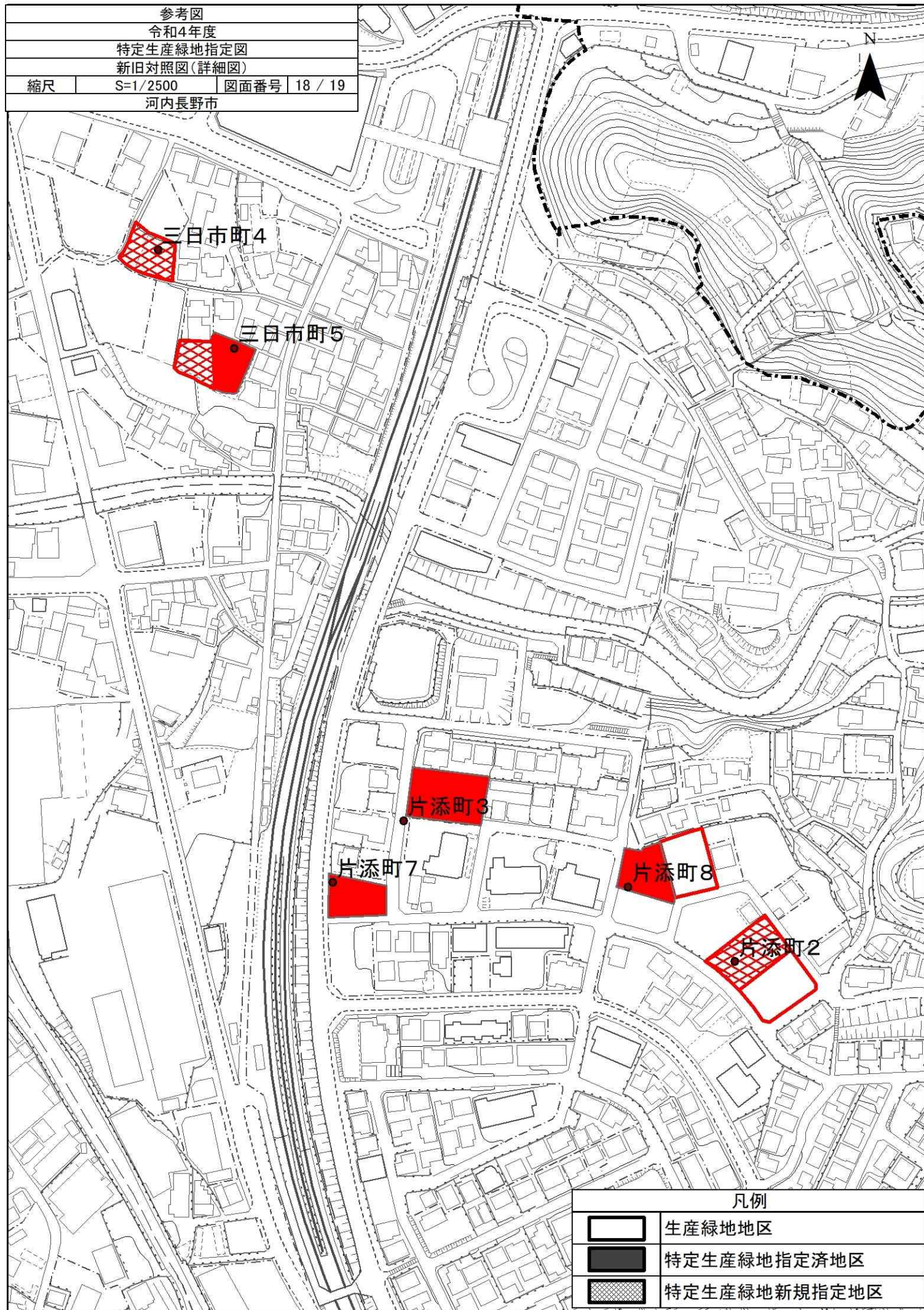


|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 17 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |





|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 18 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |

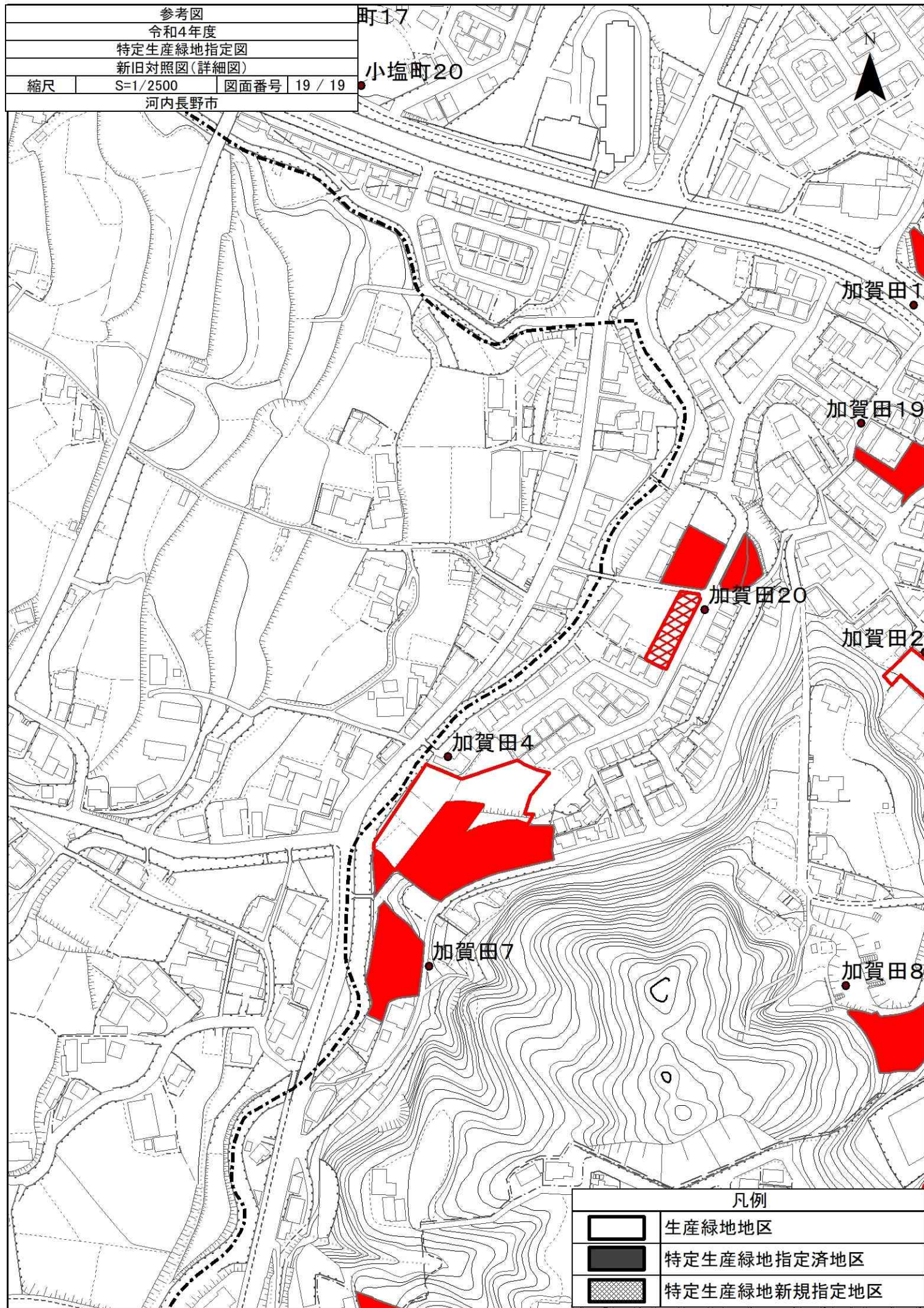




|            |          |              |
|------------|----------|--------------|
| 参考図        |          |              |
| 令和4年度      |          |              |
| 特定生産緑地指定図  |          |              |
| 新旧対照図(詳細図) |          |              |
| 縮尺         | S=1/2500 | 図面番号 19 / 19 |
| 河内長野市      |          |              |

町17

小塩町20



凡例

|  |              |
|--|--------------|
|  | 生産緑地地区       |
|  | 特定生産緑地指定済地区  |
|  | 特定生産緑地新規指定地区 |



# 令和4年度 第1回河内長野市都市計画審議会 資料

## 1. 特定生産緑地の指定について

# 参考資料



## ○特定生産緑地制度の概要

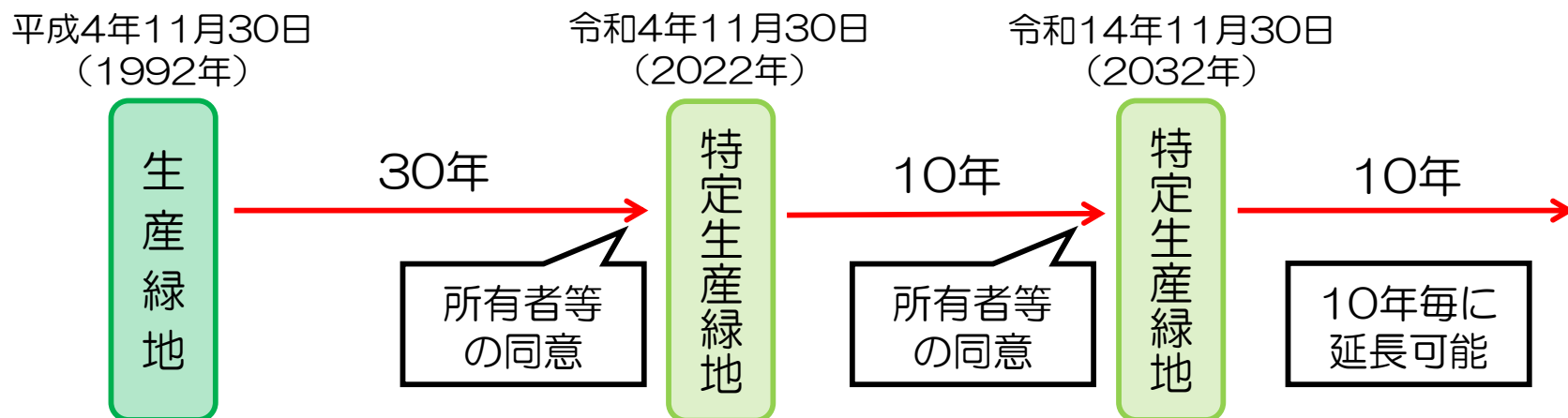
生産緑地は、指定の日から30年が経過すると、いつでも「買取り申出」が可能となるため、都市計画上、不安定な状態に置かれることとなります。

このため、買取り申出ができる期日を10年延期できる「特定生産緑地制度」が創設されました。

特定生産緑地は、所有者等の同意を基に指定するもので、指定後の利点や制限は、現在の生産緑地と同様となります。

指定後は、所有者等の同意を得て、10年毎に指定を延長することが可能です。

なお、特定生産緑地としての法的効力が生じるのは、生産緑地の指定から30年が経過する時点です。





# ○特定生産緑地指定による違いについて

|                      | 営農義務<br>建築制限 | 買取り申出<br>ができるとき                                                                                        | 固定資産税<br>都市計画税<br>の優遇 | 相続税<br>(納税猶予)<br>の優遇 |
|----------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 生産緑地                 | 有            | <ul style="list-style-type: none"> <li>生産緑地の指定から30年経過後</li> <li>主たる従事者が死亡又は故障したとき</li> </ul>           | ○                     | ○                    |
| 特定生産緑地に<br>指定する生産緑地  | 有            | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定生産緑地の法的効力が生じた時点から10年経過後</li> <li>主たる従事者が死亡又は故障したとき</li> </ul> | ○                     | ○                    |
| 特定生産緑地に<br>指定しない生産緑地 | 有<br>※3      | <ul style="list-style-type: none"> <li>いつでも可能</li> </ul>                                               | ×<br>※1               | ×<br>※2              |

※1 段階的に5年間で、宅地並み課税の農地にもどります。

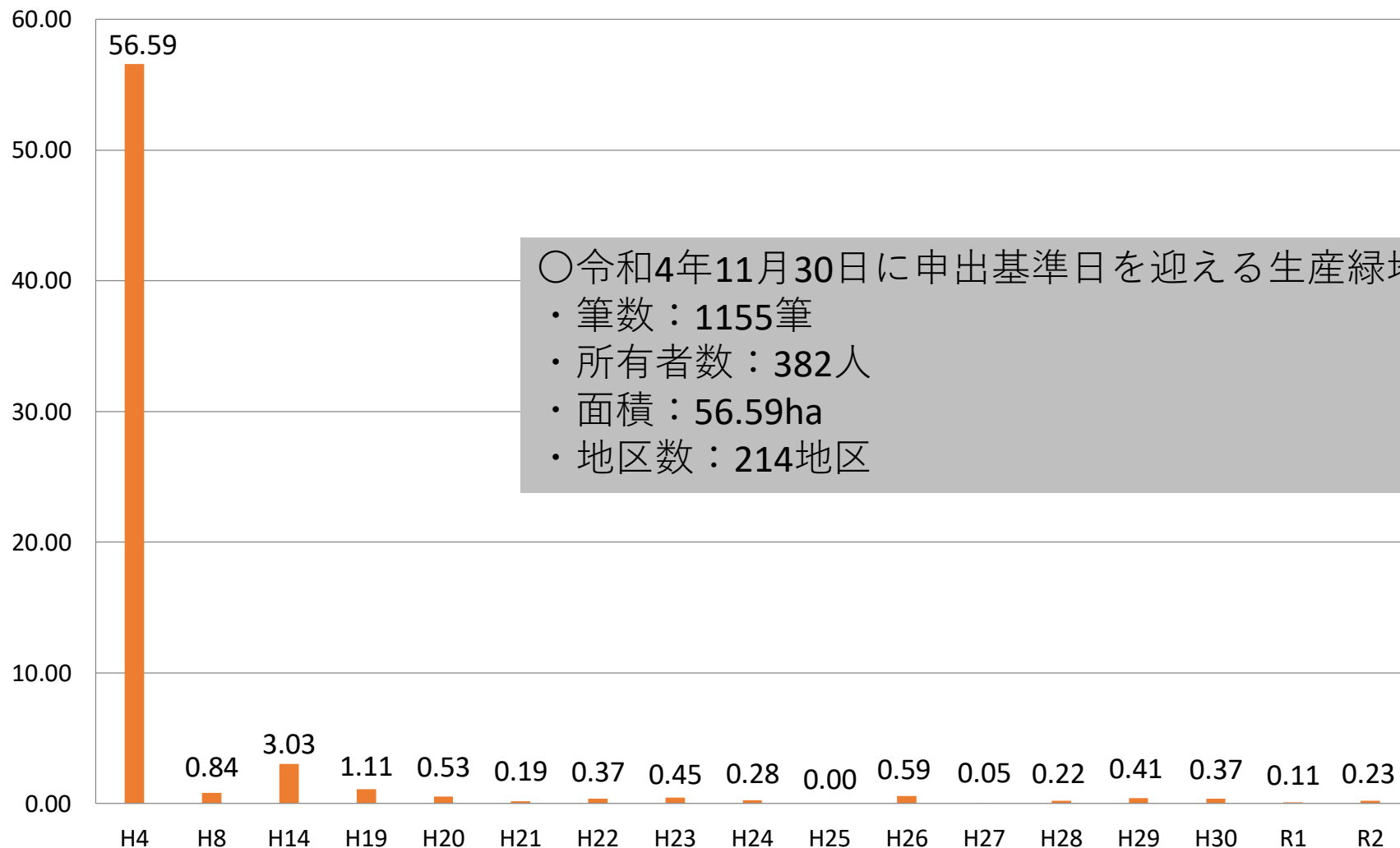
※2 現在受けている納税猶予は継続されます。新たな納税猶予は受けられません。

※3 特定生産緑地に指定しない場合であっても、生産緑地を解除するには買取り申出の手続きが必要となります。



## ○生産緑地指定面積（告示年度別）

面積（ha）





# ○特定生産緑地の指定手続きについて

平成30年度

・農業委員会だより  
に制度概要を掲載  
(8月)

令和元年度

・JA実行組合長会  
議での制度の説明  
(6月)

・指定後30年経過  
のお知らせ及び説明  
会開催の案内の送付  
(8月)

・説明会の開催(4  
回:259人参加)  
(10月)

・申請書類の送付  
(11月)

・申請受付開始  
令和元年12月1日

令和2年度

・申請受付開始  
令和元年12月1日～  
令和2年8月31日  
(令和2年度指定分)

・都市計画審議会  
(11月)

・指定の公示

令和3年度

・所有者等への制度  
の周知等

・申請受付開始  
令和2年9月1日～  
令和3年8月31日  
(令和3年度指定分)

・都市計画審議会  
(11月)

・指定の公示

令和4年度

・所有者等への制度  
の周知等

・申請受付開始  
令和3年9月1日～  
令和4年7月31日  
(令和4年度指定分)

・都市計画審議会  
(8月・11月)

・指定の公示

特定生産緑地効力発生  
※令和4年11月30日【申出基準日】



## ○特定生産緑地申請状況（令和元年12月1日～令和4年3月31日 受付分）

### 特定生産緑地指定対象（平成4年11月30日指定分）

- ・筆数：1155筆
- ・所有者：382人
- ・面積：56.59ha

### 進捗率（令和4年3月31日時点）

- 筆数
  - ・全体 70.0%（809筆/1155筆）
  - ・納税猶予あり 67.7%（233筆/344筆）
  - ・納税猶予なし 71.0%（576筆/811筆）
- 所有者 72.3%（276人/382人）
- 面積 70.3%（39.78ha/56.59ha）



# ○特定生産緑地申請状況（令和元年12月1日～令和4年3月31日 受付分）

| 生産緑地<br>指定年度 | 生産緑地地区 |            | 特定生産緑地 |            |  |        |           |  |
|--------------|--------|------------|--------|------------|--|--------|-----------|--|
|              | 対象地区   |            | 既指定区域  |            |  | 新規指定区域 |           |  |
|              | 地区数    | 面積         | 地区数    | 面積         |  | 地区数    | 面積        |  |
| 平成4年度        | 214 地区 | 約 56.59 ha | 170 地区 | 約 31.36 ha |  | 51 地区  | 約 8.42 ha |  |
| 平成8年度        | 1 地区   | 約 0.84 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成14年度       | 25 地区  | 約 3.03 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成19年度       | 13 地区  | 約 1.11 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成20年度       | 2 地区   | 約 0.53 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成21年度       | 4 地区   | 約 0.19 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成22年度       | 4 地区   | 約 0.37 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成23年度       | 3 地区   | 約 0.45 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成24年度       | 3 地区   | 約 0.28 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成25年度       | － 地区   | 約 － ha     | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成26年度       | 3 地区   | 約 0.59 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成27年度       | 1 地区   | 約 0.05 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成28年度       | 3 地区   | 約 0.20 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成29年度       | 2 地区   | 約 0.41 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 平成30年度       | 4 地区   | 約 0.37 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |
| 令和元年度        | 1 地区   | 約 0.11 ha  | － 地区   | 約 － ha     |  | － 地区   | 約 － ha    |  |

※新規指定区域の地区数には、地区の一部指定も含まれる。

※各年度の地区数（既指定区域数と新規指定区域数）は重複している地区も含まれる。



## 令和4年度 第1回

### 河内長野市都市計画審議会

## 報告案件資料

案件1 都市計画マスタープランの改訂について（報告）

案件2 立地適正化計画の改定について（報告）

日 時：令和4年8月5日（金）午前10時～

場 所：河内長野市役所 802会議室



# 1．都市計画マスタープランの改訂について

(報告)

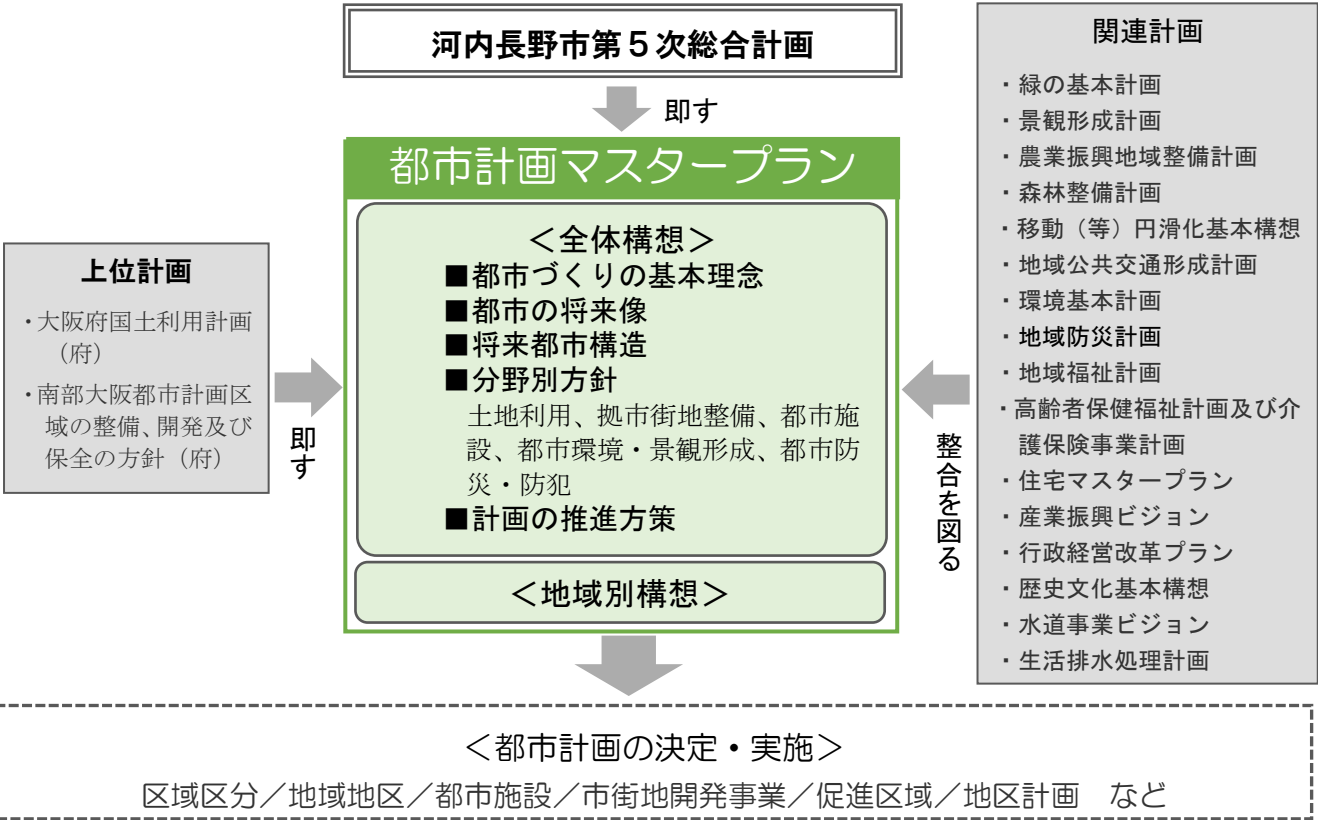


# 河内長野市都市計画マスタープランの改訂について

## 1. 都市計画マスタープランについて

都市計画マスタープランとは、長期的な視点に立った都市の将来像やその実現に向けた方針を明らかにするもので、都市づくりを進めていくための指針となるものです。

都市計画マスタープランは、上位計画に即し、関連計画との整合を図っています。



## 2. 都市づくりの基本理念

本市の都市づくりを進めていくうえで、今後普遍的に変わらない「都市づくりの基本的な考え方」として、次の3つの理念を掲げます。

- 理念 1** 魅力（地域資源）を活かした都市づくり
- 理念 2** 安心して暮らせる都市づくり
- 理念 3** 持続発展できる都市づくり

## 3. 都市の将来像

「都市づくりの基本理念」のもと、河内長野市が目指す目標としての「都市の将来像」とそれを支える7つの柱を次のとおり設定します。

《都市の将来像》

自然・歴史文化が暮らしを彩り、多様な個性ある地域がつながりあう都市

自然 資源 産業 防災 交通 拠点 協働

## 4. 主な改定内容

|                                                                                                                                                        |                     |               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|---------------|
| 1. 「2 拠点・市街地整備の方針 2-1 拠点整備の方針 ④丘の生活拠点づくり」                                                                                                              | ■ 新たな魅力の創出（新規）      | 【丘の生活拠点（南花台）】 |
| 開発団地の再生の拠点として、UR南花台団地集約事業の跡地活用、施設一体型小中一貫校の整備及び都市公園の適正配置の検討などを一体的に進め、産官学民が連携し新たな魅力の創出に取り組み、今いる住民が住み慣れた地域で安心して快適に住み続けられ、かつ多様な世代の新たな住民を惹きつける活気あるまちを目指します。 |                     |               |
| 南花台中心地のUR南花台団地集約事業跡地は、公園やスポーツ施設などの南花台地域内外の多世代が交流できる施設の検討とあわせて、用途地域の変更についても検討を行います。                                                                     |                     |               |
| 2. 「2 拠点・市街地整備の方針 2-2 市街地整備の方針 ⑤住工共生する市街地の形成」                                                                                                          | ■工場操業環境の維持（変更）      | 【住工共生地】       |
| 住工共生地において、工業操業環境を守る地域では、住宅の立地を計画的に抑制するため地域の合意形成を図り、協定や地区計画などの手法の活用を検討していきます。                                                                           |                     |               |
| また、工業系用途地域以外の住工共生地の内、工業操業環境を守る地域では、工業系用途地域への変更も検討します。                                                                                                  |                     |               |
| 3. 「3 都市施設の整備方針 3-3 公園緑地・河川 ②市街地内緑地の保全、身近な憩いの場の整備・維持」                                                                                                  | ■公園再編・リフレッシュの検討（変更） | 【街区公園、広場など】   |
| 住宅地内の身近な街区公園・広場などは、利用状況等を考慮し、地域住民等に配慮しながら公園の再整備や、公園機能の集約・再編を検討します。                                                                                     |                     |               |
| ■官民連携による公園の魅力向上（新規）                                                                                                                                    |                     | 【都市公園など】      |
| 公園を活用した賑わいや新たな経済活力を生むため、民間活力による様々な管理手法を検討し、官民連携による公園の魅力向上を図ります。                                                                                        |                     |               |
| ■都市計画公園及び緑地の見直し（新規）                                                                                                                                    |                     | 【都市計画公園など】    |
| 長期にわたり事業未着手又は未完成となっている都市計画公園・緑地については、人口減少などの社会情勢の変化や市街地の形成状況、地域の実情や特性などを勘案しながら必要性や代替性、実現性の観点から都市計画の見直しを行います。                                           |                     |               |

## 5. 今後のスケジュール（案）

- 令和4年 10月：大阪府意見照会
- 令和4年 11月：都市環境・経済常任委員協議会
- 令和4年 12月：パブリックコメントの実施
- 令和5年 1月：都市計画審議会（諮問）
- 令和5年 2月：都市計画マスタープラン公表

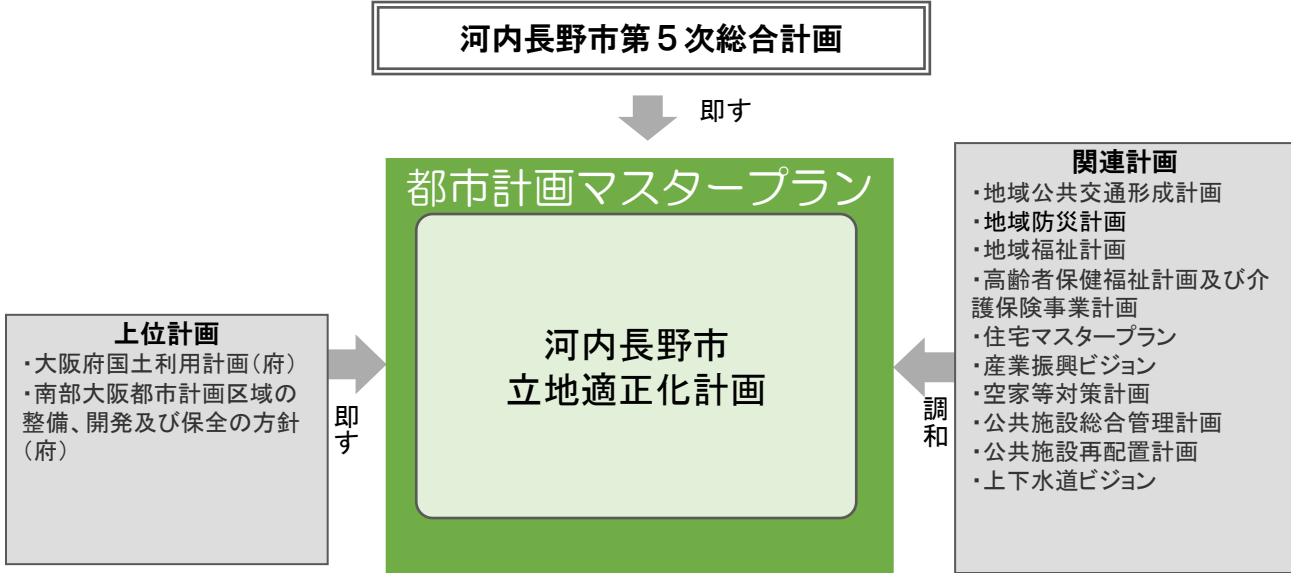
## 2. 立地適正化計画の改定について（報告）



河内長野市立地適正化計画改定（防災指針・大規模造成）（案）について

1. 市立地適正化計画について

本市では、都市計画マスタープランにおいて、将来都市構造として「集約連携都市（ネットワーク型コンパクトシティ）」を示しており、その実現を目指し立地適正化計画を策定しています。立地適正化計画は、都市計画マスタープランの一部とみなされており、上位計画に即し、関連計画との調和のもと定めることとしています。



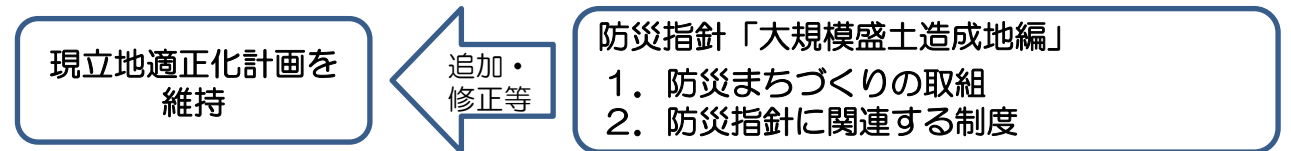
2. 改定の目的・背景

近年の自然災害の頻発・激甚化により令和2年6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立され、居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられました。また、令和2年10月に南花台第八緑地に位置する大規模盛土造成地の一部が崩落したことから、居住誘導区域内に存在している大規模盛土造成地46箇所の安全性の把握を行う必要性が露見しました。

3. 改定の方向性



本市では「水災害」および「地震災害（大規模盛土造成地）」について防災指針を策定する必要がありますが、今回の改定では上記の背景を踏まえて早急に対応が必要である「地震災害（大規模盛土造成地）」のみ策定いたします。なお、「水災害」については、令和7年度に予定している全部改定時に追加します。



4. 防災指針（大規模盛土造成地編）

(1) 取組方針

大規模盛土造成地の安全性確認のため、盛土地の安全性に関する調査等を実施し、危険性が確認された盛土地については、災害リスクの回避や提言に取り組みます。

(2) 具体的な取組スケジュール

| 対策の分類    | 取組内容                        | 実施主体               | 実施時期の目標    |             |             |
|----------|-----------------------------|--------------------|------------|-------------|-------------|
|          |                             |                    | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| 災害リスクの低減 | 第二次スクリーニング計画の作成             | 大阪府                | →          |             |             |
|          | 第二次スクリーニング等の実施<br>(居住誘導区域内) | 大阪府<br>河内長野市       | →          | →           | →           |
|          | 対策工事の実施                     | 大阪府<br>河内長野市<br>住民 | →          | →           | →           |
| 災害リスクの回避 | 居住誘導区域の見直し                  | 河内長野市              | →          | →           | →           |

(3) 防災まちづくりに係る目標値

大規模盛土造成地に係る取組の計画的な進捗推進を図るため、評価指標と目標値を定めます。

| 評価指標              | 区域     | 現状<br>(令和4年度) | 将来目標値<br>(令和17年度) |
|-------------------|--------|---------------|-------------------|
| 第2次スクリーニング等の実施箇所数 | 居住誘導区域 | 1箇所※          | 46箇所              |

※南花台第八緑地に位置する大規模盛土造成地

5.今後のスケジュール（案）

- 令和4年 8月 : 都市計画審議会（報告）
- 令和4年 10月 : 国土交通省、大阪府意見照会
- 令和4年 11月 : 都市環境・経済常任委員協議会（報告）
- 令和4年 12月 : パブリックコメントの実施
- 令和5年 1月 : 都市計画審議会（諮問）
- 令和5年 2月 : 立地適正化計画 公表

## 報告案件資料②－ 2

河内長野市立地適正化計画（案）  
（防災指針・大規模盛土造成地編）

令和 年 月



# 1. 防災指針の概要

## （１）防災指針について

近年、気候変動の影響等により自然災害が頻発・激甚化しており、全国各地で発生した河川氾濫や土砂災害等によって、生命や財産、社会経済に甚大な被害が生じています。

このため、令和 2 年 6 月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、災害ハザードエリアにおける開発抑制、移転の促進、立地適正化計画の強化（防災指針の作成ほか）など、安全なまちづくりのための総合的な対策を講じることとされました。

このうち、立地適正化計画の強化では、安全なまちづくりに必要な対策を計画的かつ着実に講じるため、居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外すること、居住誘導区域内で行う防災対策、・安全確保策を定める「防災指針」の作成が位置づけられています。

## （２）防災指針の位置づけ

本市においては、平成 31 年 3 月に「河内長野市市立地適正化計画」を策定し、持続可能な都市構造の形成を目指してきたところですが、令和 2 年の「都市再生特別措置法」（以下「法」という。）の改正を受け、『防災指針』を作成し、立地適正化計画に反映します。

なお、令和 4 年では「地震災害（大規模盛土造成地）」部分のみ策定し、「水災害」部分については令和 7 年の立地適正化計画全部改定時に策定を予定しています。

## （３）計画期間

防災指針の計画期間は、河内長野市立地適正化計画の計画期間『令和 17 年年度（2035 年度）』とします。

## 2. 災害リスク分析と課題抽出

### (1) 河内長野市のハザード区域等の状況

河内長野市立地適正化計画の居住誘導区域に存在する、法令及び都市計画運用指針で「居住の誘導に適さない区域」とされている災害ハザード区域等の状況は以下のとおりです。

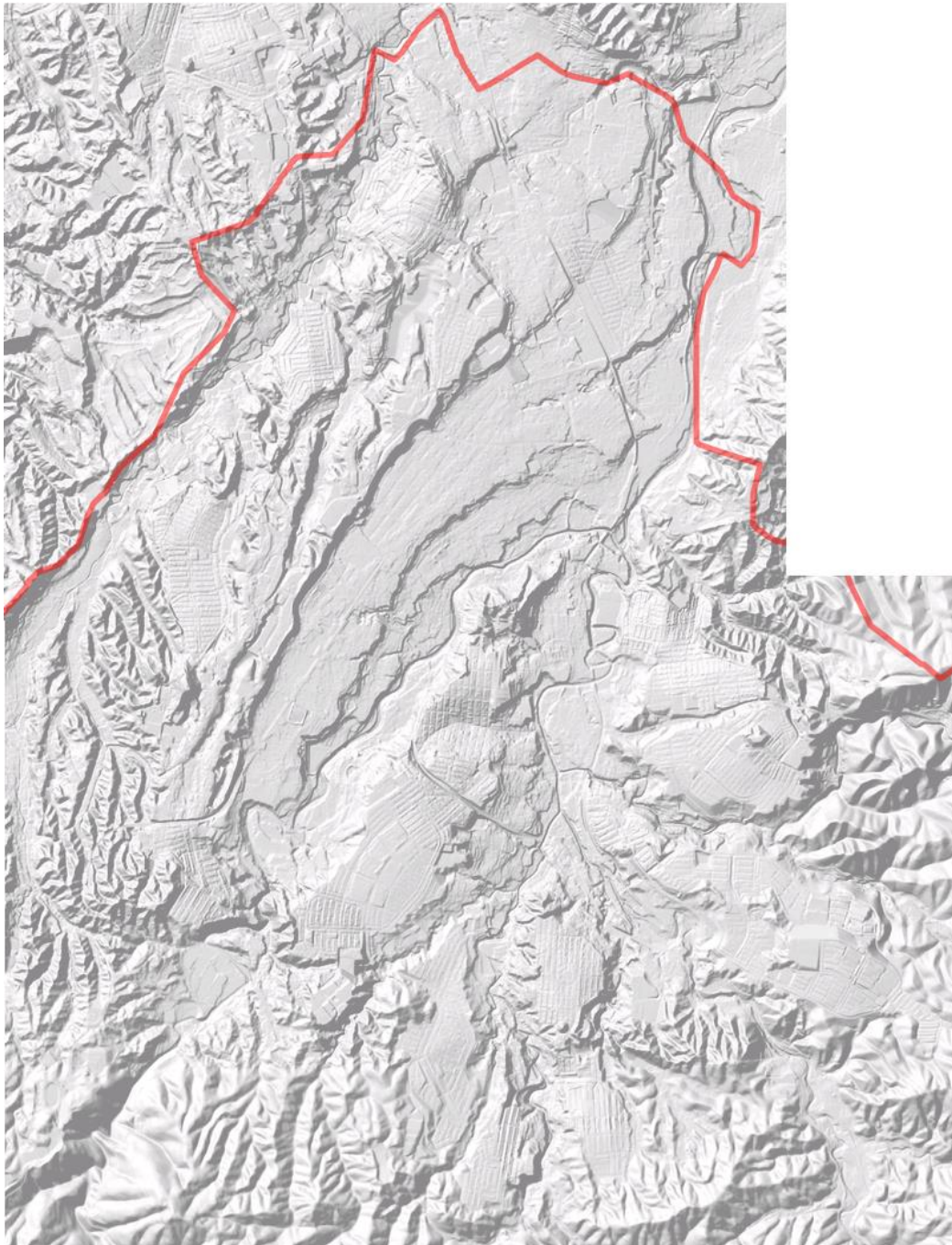
| 災害ハザード区域等 |                                                    | 本市の<br>状況               | 居住誘<br>導区域 | 備考             |
|-----------|----------------------------------------------------|-------------------------|------------|----------------|
| 土砂災害      | 災害危険区域<br>【建築基準法】                                  | あり                      | なし         |                |
|           | 地すべり防止区域<br>【地すべり防止法】                              | あり                      | なし         |                |
|           | 急傾斜地崩壊危険区域<br>【急傾斜地の崩壊による災害防止に<br>関する法律】           | あり                      | なし         |                |
|           | 土砂災害特別警戒区域<br>【土砂災害警戒区域等における土砂<br>災害防止対策の推進に関する法律】 | あり                      | 除外区域       |                |
|           | 土砂災害警戒区域<br>【土砂災害警戒区域等における土砂<br>災害防止対策の推進に関する法律】   | あり                      | 除外区域       |                |
| 水災害       | 浸水被害防止区域<br>【特定都市河川浸水被害対策法】                        | なし                      | -          |                |
|           | 洪水<br>浸水                                           | 浸水想定区域<br>【水防法】         | あり         | 雨水出水・<br>高潮該当無 |
|           |                                                    | 雨水出水（内水）<br>【水防法に基づかない】 | あり         |                |
|           | 津波災害特別警戒区域<br>【津波防災地域づくりに関する法律】                    | なし                      | -          |                |
|           | 津波災害警戒区域<br>【津波防災地域づくりに関する法律】                      | なし                      | -          |                |
|           | 津波浸水想定（区域）<br>【津波防災地域づくりに関する法律】                    | なし                      | -          |                |
|           | 津波災害警戒区域<br>【津波防災地域づくりに関する法律】                      | なし                      | -          |                |
|           | 大規模盛土造成地<br>【大規模盛土造成地の活動崩落対策<br>推進ガイドライン】          | あり                      | あり         |                |
| 地震災害      |                                                    |                         |            |                |



## （２）河内長野市の地勢

河内長野市は、市域の 7 割を山地が占めており、その山地が石川や西除川の源流域となっています。市街地などの平地は、これら河川の河岸段丘に形成され、それぞれの河川に向かって傾斜しています。

市内には天井川がないため、河川の氾濫による浸水想定範囲は狭いものの、石川に沿った形で、線路や主要駅、道路が立地し、その周辺に住宅や店舗等も立地していることから、石川が氾濫した場合には浸水により大きな被害を受けることが想定されます。

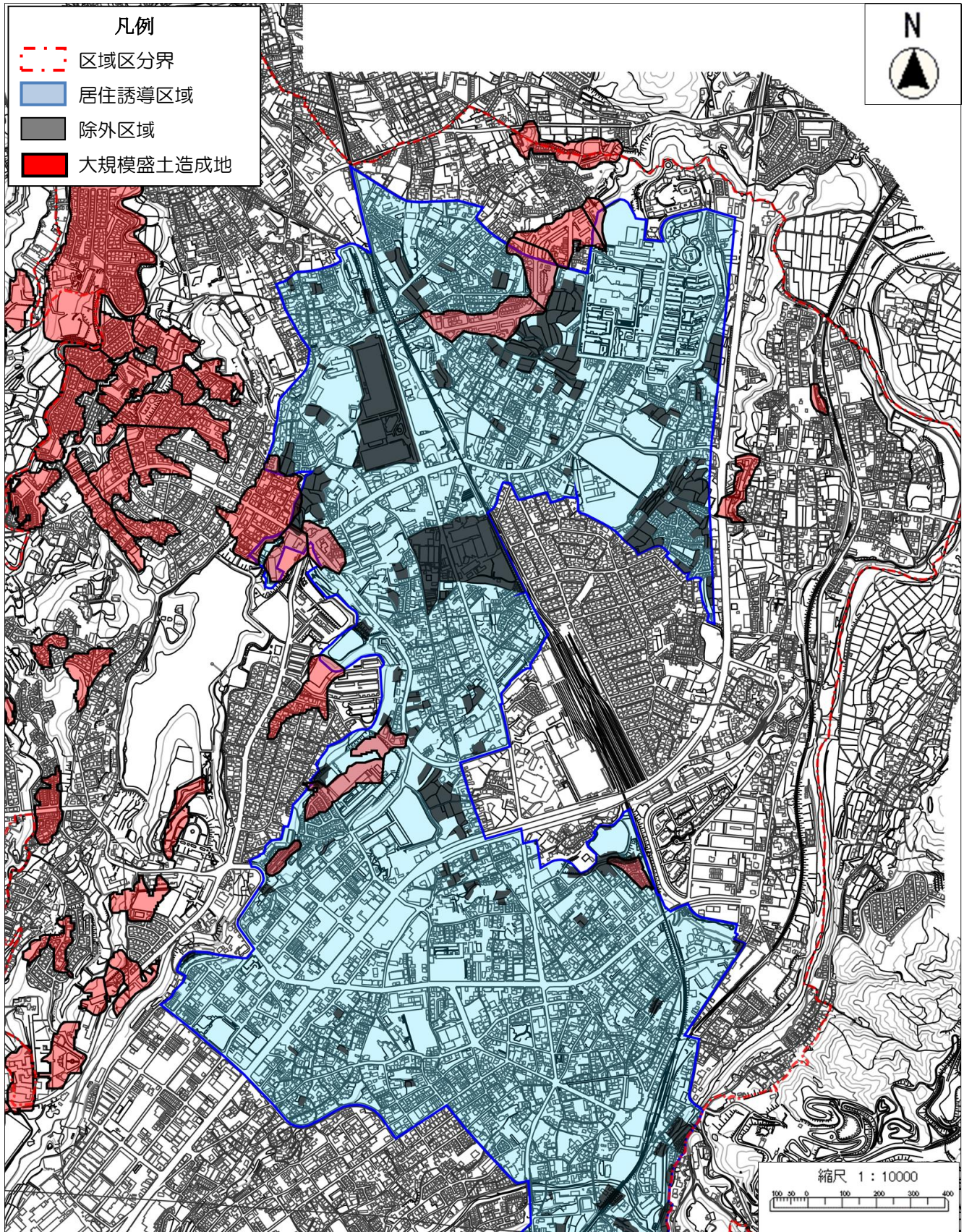


出典「国土地理院」



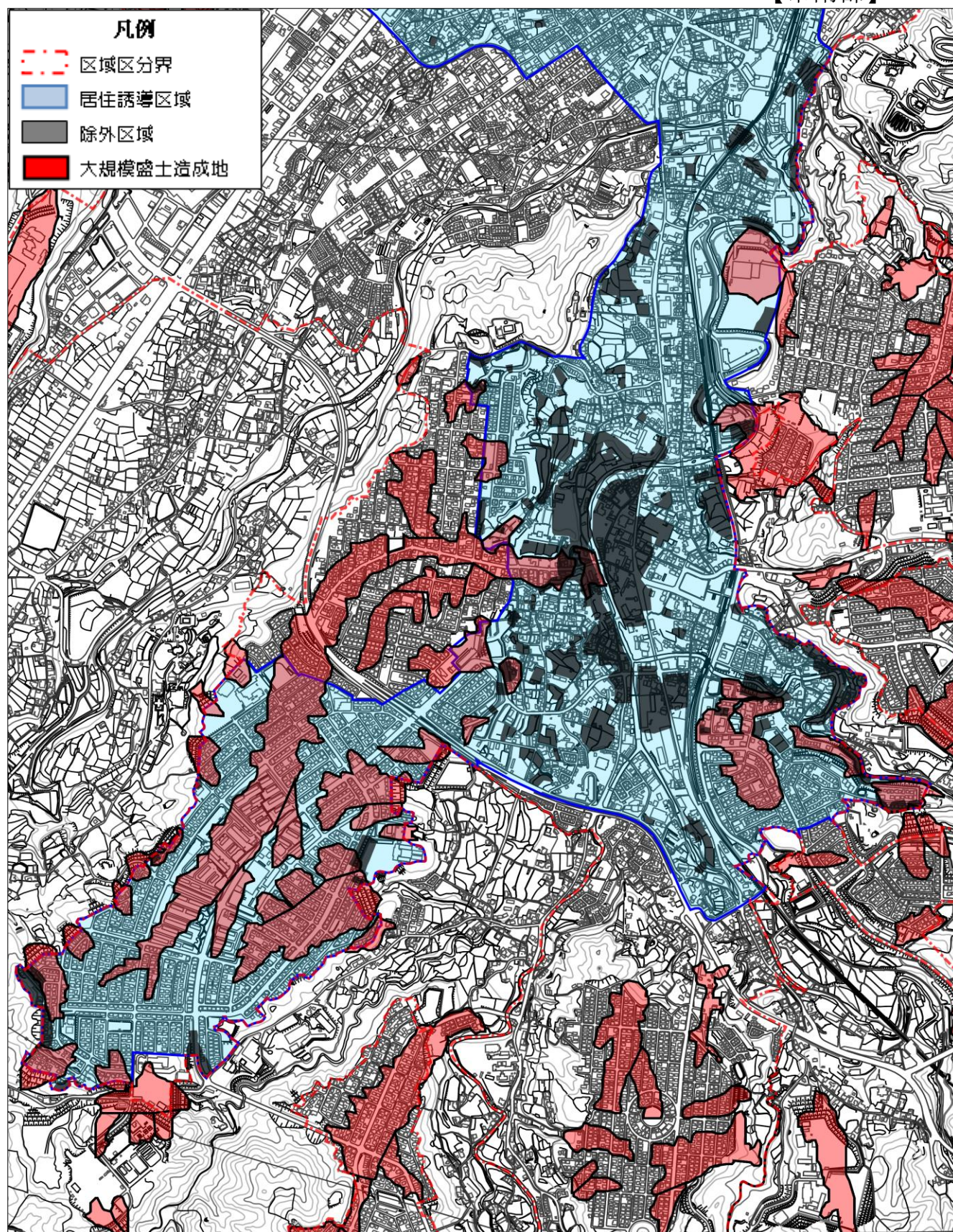
(3) 居住誘導区域と大規模盛土造成地の重ね合わせマップ  
開発団地などで大規模盛土造成地が複数存在しています。

【市北部】





【市南部】





#### **（４）災害リスクの高い地域等の抽出**

大地震時における宅地被害（滑動崩落）を防止するための宅地耐震化推進事業に基づき、本市では国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン」により、盛土の規模や構造から 250箇所の大規模盛土造成地を抽出しました。また、そのうち46箇所が居住誘導区域に存在しています。

#### **（５）防災上の課題の整理**

本市の大規模盛土造成地については、昭和40年代から50年代に住宅用地として盛土造成された宅地が多く、既に複数の住宅が立地しています。

令和2年10月には、これらの盛土地については、その安全性が不明確であることから、盛土地の安全性の把握を行う必要があります。



### 3. 防災まちづくりの取組方針

大規模盛土造成地に対する安全性確保に向けた取組を着実に進め、更なる災害に強いまちづくりを実現するため、大規模盛土造成地の防災まちづくりの取組方針を示します。

#### ○取組方針

大規模盛土造成地の安全性確認のため、盛土地の安全性に関する調査等を実施し、危険性が確認された盛土地については、災害リスクの回避や低減に取り組めます。

## 4. 防災まちづくりの具体的な取組

大規模盛土造成地に関する具体的な取組及び実施時期の目標等を位置付け、災害に強いまちづくりに取り組めます。

### (1) 防災まちづくりに向けた取組

| 対策の分類    | 具体的な取組                                       |
|----------|----------------------------------------------|
| 災害リスクの低減 | 第二次スクリーニング計画の作成<br>第二次スクリーニング等の実施<br>対策工事の実施 |
| 災害リスクの回避 | 立地誘導（居住誘導区域からの除外）                            |

### (2) 取組スケジュール

| 取組内容                       | 実施主体               | 実施時期の目標    |             |             |
|----------------------------|--------------------|------------|-------------|-------------|
|                            |                    | 短期<br>(5年) | 中期<br>(10年) | 長期<br>(20年) |
| 第二次スクリーニング計画の作成            | 大阪府                | →          |             |             |
| 第二次スクリーニン等の実施<br>(居住誘導区域内) | 大阪府<br>河内長野市       | →          | →           |             |
| 対策工事の実施                    | 大阪府<br>河内長野市<br>住民 | →          | →           | →           |
| 居住誘導区域の見直し                 | 河内長野市              | →          | →           | →           |

### (3) 防災まちづくりに係る目標値

大規模盛土造成地に係る取組の計画的な進捗推進を図るため、評価指標と目標値を定めます。評価指標については、立地適正化計画における居住や都市機能の誘導等に係る指標と合せて概ね5年毎に評価を行なうとともに、必要に応じて取組等の見直しを行います。

| 評価指標              | 区域     | 現状<br>(令和4年度) | 将来目標値<br>(令和17年度) |
|-------------------|--------|---------------|-------------------|
| 第2次スクリーニング等の実施箇所数 | 居住誘導区域 | 1箇所           | 46箇所              |



## 5. 防災指針に関連する制度の活用

### 大規模盛土造成地に係る宅地被害防止事業

#### (1) 宅地の安全性確保に向けた基本的な考え方

居住誘導区域の全域を、宅地被害を防止する区域と位置付けます。

当該区域内の大規模盛土造成地について、重点的に安全性を把握するための調査等を推進します。調査等の結果、安全性が不足する大規模盛土造成地については、対策工事の実施を検討します。

#### (2) 大規模盛土造成地の状況

河内長野市では、大阪府が平成19年に第一次スクリーニングを実施し、平成25年に対象地約250箇所の状況を大規模盛土造成地マップと公表しました。また、このうち居住誘導区域内の盛土は46箇所となります。

令和4年度に第二次スクリーニングを実施する盛土箇所の優先度順位を定める第二次スクリーニング計画の策定を予定しています。

また、令和2年10月に盛土の一部が崩落した、居住誘導区域内の盛土箇所については、令和3年度に第二次スクリーニングを実施した結果、活動崩落のおそれがあることが判明しています。

#### (3) 宅地被害防止事業

##### ①第二次スクリーニング計画の策定

45箇所を対象に実施（令和4年度から令和5年度）

- ・対象地区：表1のとおり
- ・事業概要：現地調査（目視による盛土の計上や地盤・法面の変状、地下水の湧水状況等）

##### ②安全性を把握するための調査

46箇所を対象に実施（令和3年度から令和17年度）

- ・対処地区：表1のとおり
- ・事業概要：地質調査（調査ボーリング、表面波探査等）、安定性検討

##### ③対策工事

- ・②の安全性を把握するための調査結果を踏まえ、安全性が不足する箇所について実施を検討する。

表 1

| No. | 市町村   | 所在地    | 造成年代            |
|-----|-------|--------|-----------------|
| 1   | 河内長野市 | 南貴望が丘  | 昭和 43 年～昭和 45 年 |
| 2   | 河内長野市 | 南貴望が丘  | 平成 2 年～平成 5 年   |
| 3   | 河内長野市 | 小山田町   | 昭和 36 年～昭和 42 年 |
| 4   | 河内長野市 | 千代田台町  | 昭和 36 年～昭和 38 年 |
| 5   | 河内長野市 | 千代田台町  | 昭和 54 年～昭和 56 年 |
| 6   | 河内長野市 | 上田町    | 昭和 42 年～昭和 44 年 |
| 7   | 河内長野市 | 南花台一丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 8   | 河内長野市 | 上田町    | 昭和 38 年～昭和 40 年 |
| 9   | 河内長野市 | 上田町    | 昭和 38 年～昭和 40 年 |
| 10  | 河内長野市 | 上田町    | 昭和 42 年～昭和 47 年 |
| 11  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 12  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 13  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 14  | 河内長野市 | 南花台六丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 15  | 河内長野市 | 南花台六丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 16  | 河内長野市 | 南花台六丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 17  | 河内長野市 | 南花台八丁目 | 昭和 61 年～昭和 63 年 |
| 18  | 河内長野市 | 南花台一丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 19  | 河内長野市 | 南花台一丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 20  | 河内長野市 | 南花台一丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 21  | 河内長野市 | 南花台一丁目 | 昭和 36 年～昭和 42 年 |
| 22  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 23  | 河内長野市 | 南花台五丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 24  | 河内長野市 | 南花台五丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 25  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 26  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 27  | 河内長野市 | 南花台三丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 28  | 河内長野市 | 南花台二丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 29  | 河内長野市 | 南花台二丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 30  | 河内長野市 | 南花台二丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |

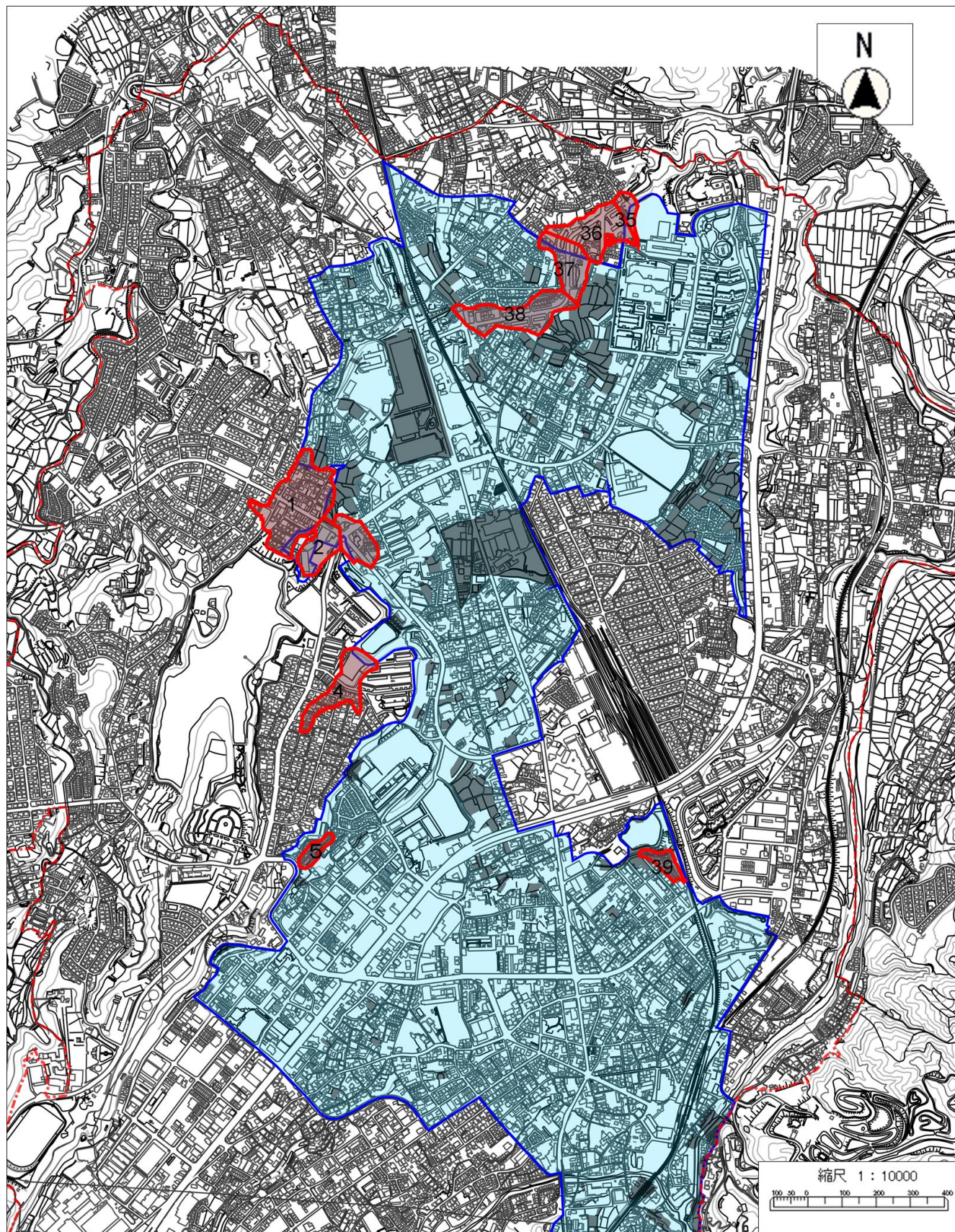


| No. | 市町村   | 所在地    | 造成年代            |
|-----|-------|--------|-----------------|
| 31  | 河内長野市 | 南花台二丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 32  | 河内長野市 | 南花台二丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 33  | 河内長野市 | 南花台五丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 34  | 河内長野市 | 南花台五丁目 | 昭和 45 年～昭和 55 年 |
| 35  | 河内長野市 | 木戸東町   | 昭和 50 年～昭和 51 年 |
| 36  | 河内長野市 | 木戸三丁目  | 昭和 50 年～昭和 51 年 |
| 37  | 河内長野市 | 木戸三丁目  | 昭和 50 年～昭和 51 年 |
| 38  | 河内長野市 | 木戸三丁目  | 昭和 50 年～昭和 51 年 |
| 39  | 河内長野市 | 古野町    | 昭和 54 年～昭和 55 年 |
| 40  | 河内長野市 | 大師町    | 昭和 45 年～昭和 46 年 |
| 41  | 河内長野市 | 中片添町   | 昭和 63 年～平成 6 年  |
| 42  | 河内長野市 | 中片添町   | 昭和 63 年～平成 6 年  |
| 43  | 河内長野市 | 中片添町   | 昭和 63 年～平成 6 年  |
| 44  | 河内長野市 | 三日市町   | 昭和 45 年～昭和 48 年 |
| 45  | 河内長野市 | 中片添町   | 昭和 63 年～平成 6 年  |
| 46  | 河内長野市 | 三日市町   | 昭和 38 年～昭和 42 年 |



宅地被害防止事業対象地区図

【市北部】





【市南部】

